

佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画
骨子（案）
令和8年度～令和12年度

令和7年9月

佐賀市・佐賀市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	4
5. 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割	5
第2章 佐賀市の地域福祉をめぐる状況	6
1. 統計	6
2. アンケート結果	16
3. まとめ	35
第3章 計画の基本理念と基本目標	38
1. 計画の基本理念	38
2. 計画の基本目標	39
3. 計画の体系（案）	40

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の経緯・目的

急速な少子高齢化、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、地域社会の課題は複雑化・複合化しています。従来の縦割りの福祉制度では対応が困難な問題が増えており、制度や分野を超えた包括的な支援体制の構築が必要です。

国では、平成29年の社会福祉法改正で市町村に包括的な支援体制整備を努力義務化し、令和2年に重層的支援体制整備事業を創設しました。令和6年1月には認知症基本法が施行され、地域共生社会実現に向けた動きが本格化しています。

佐賀県も「佐賀さいこうビジョン2024」において、地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現に取り組んでいます。

本市でも人口減少・高齢化の進行、世帯構造の変化により、福祉ニーズが多様化・複雑化しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、孤立・孤独の問題も顕在化しています。

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、地域住民、関係機関・団体、行政等が連携・協働して地域福祉を推進するため、「第5期佐賀市地域福祉計画」を策定します。

また、佐賀市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定することにより、計画の実効性の高め、公民協働による地域福祉を展開していきます。

（２）地域福祉をめぐる動向

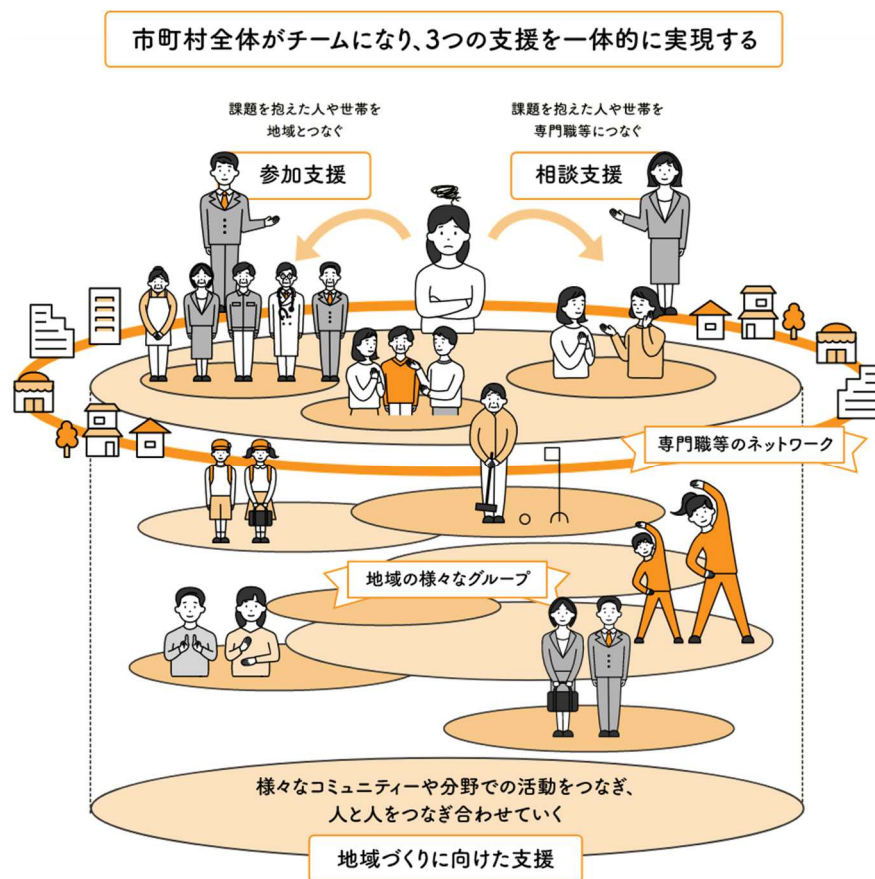
国においては、地域福祉の推進に向けて法制度や制度の整備が進められてきました。平成 28 年 7 月には厚生労働省に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、「地域共生社会」が福祉改革の基本コンセプトとして位置づけられました。

平成 29 年の社会福祉法改正（平成 30 年 4 月施行）により、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置づけられ、市町村の計画策定が努力義務とされました。令和 3 年には「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的な支援体制の構築が本格化しています。

さらに、令和 4 年には障害者総合支援法や児童福祉法等の改正、こども家庭庁設置法・こども基本法が成立し、令和 5 年 4 月にはこども家庭庁が設置されました。令和 6 年 1 月には認知症基本法が施行され、共生社会の実現に向けた取組が進んでいます。

これらにより、従来の縦割り制度を超えた包括的な支援ができる体制が整えられ、子どもから高齢者まで、すべての人が地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた動きが本格化しています。

■重層的支援体制整備事業のイメージ



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。主な目的は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局だけでなく、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に実行していくことにあります。

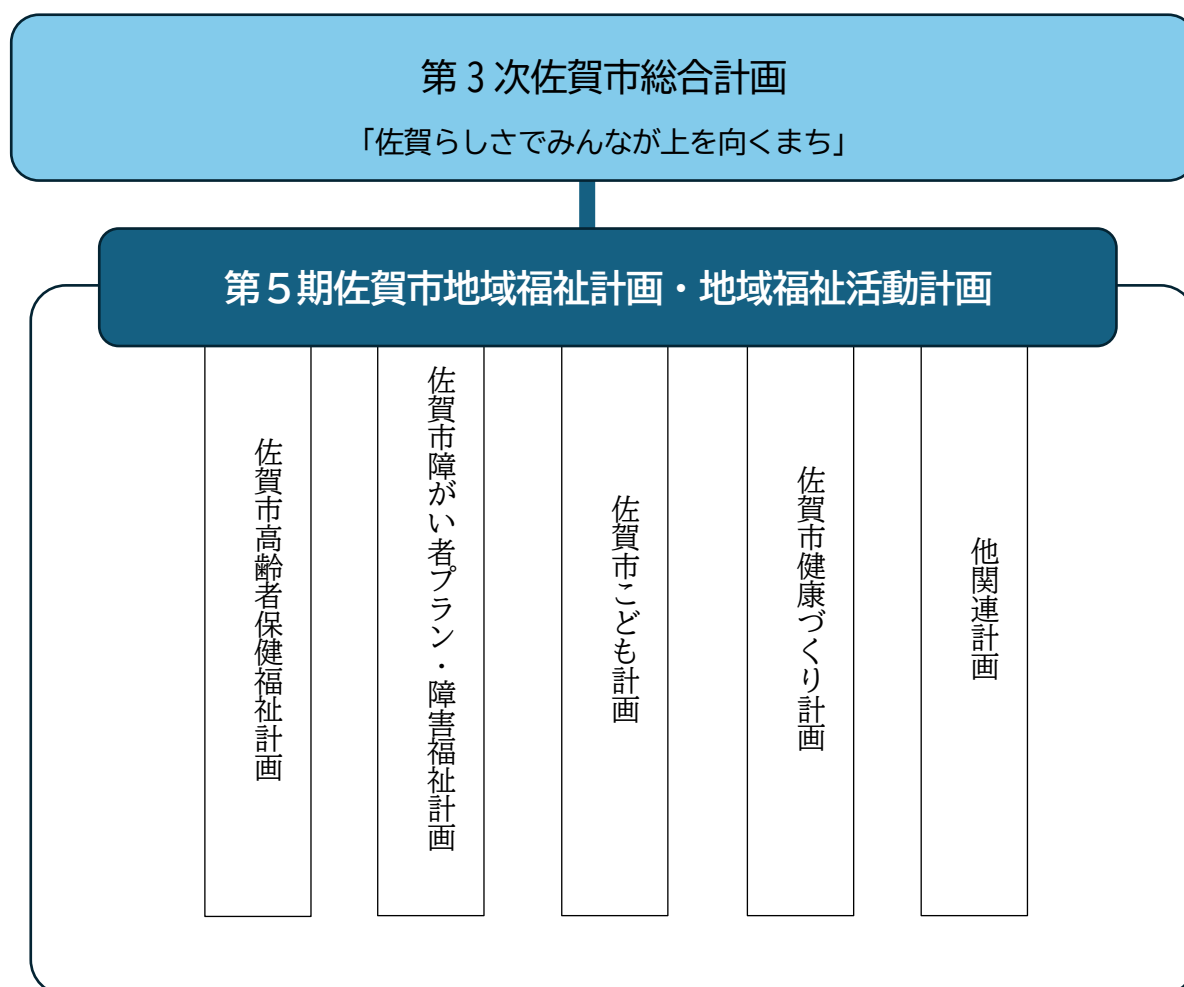
また本計画は、第 3 次佐賀市総合計画（2025～2040 年度）を上位計画とし、その基本理念や目標の実現に向けて、地域福祉の分野における具体的な取組を示す個別計画として位置づけられます。

さらに、本市における各種福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン・障害福祉計画、こども計画、健康づくり計画等）の上位計画として、各分野の福祉施策を横断的に調整し、総合的に推進する役割を担います。

加えて本計画は、社会福祉法第 106 条の 5 に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」としての機能も併せ持ち、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の構築を目指します。

なお、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」についても、地域福祉計画と関連が深いため、一体的に策定します。

■計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 計画の策定体制

後日記載

5. 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりや家族による「自助」、住民同士の支え合いによる「互助」、社会保険制度等による「共助」、行政による「公助」が相互に連携し、補完し合うことが重要です。

自助（個人・家族による助け合い）

個人や家族による助け合い・支え合い（最も身近な個人や家族が解決にあたる）

互助（身近な住民同士の支え合い／自発的で制度化されていない助け合い）

身近な人間関係のなかでの自発的な制度化されていない助け合い・支え合い
（近隣の身近な人や別居する家族等が互いに助け合い、支え合う）

共助（地域全体での助け合い／組織的に協力し合う制度化された助け合い）

地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政等が協働しながら、組織的に協力し合う制度化された助け合い・支え合い
（「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で助け合い、支え合う）

公助（行政による支援）

保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え（行政でなければできないことは、行政が公的サービスとして行う）

これら4つの助け合いは、それぞれが独立して機能するのではなく、相互に連携・補完し合うことで、より効果的な地域福祉システムを構築できます。自助・互助で対応できない課題は共助・公助が支え、公助では届きにくい細やかな支援は自助・互助が補完するなど、多層的な支援体制の構築が重要です。

本計画では、これら4つの助け合いがバランスよく機能し、市民一人ひとりが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

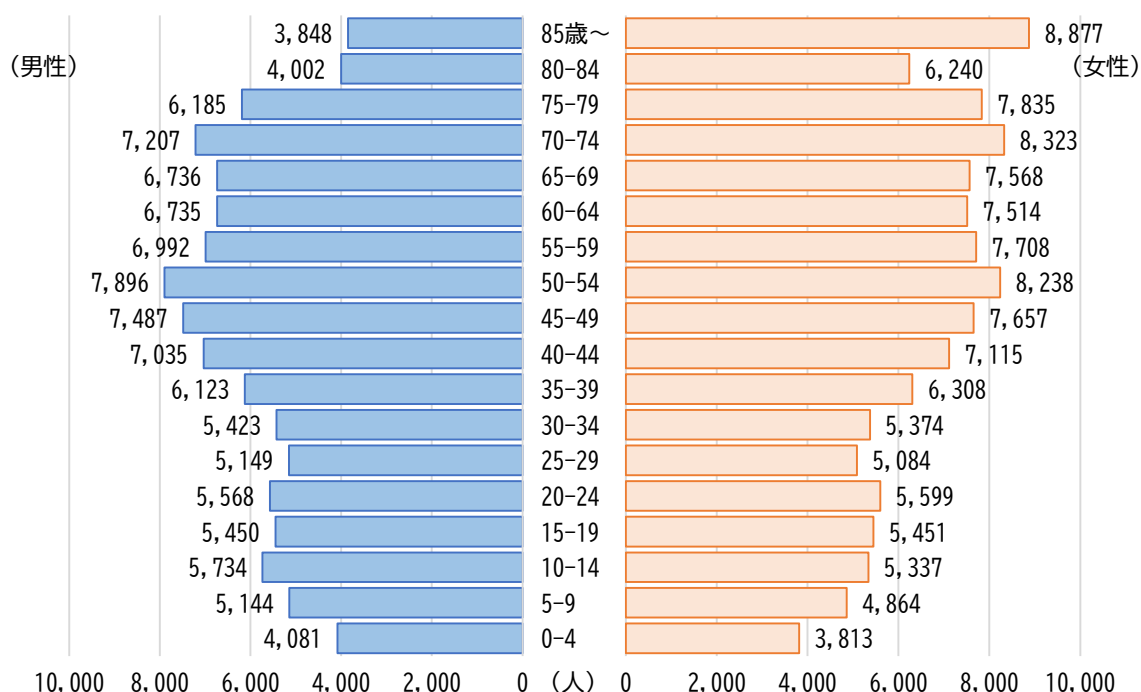
第2章 佐賀市の地域福祉をめぐる状況

1. 統計

本市の総人口は令和7年3月31日時点で225,700人であり、そのうち65歳以上の高齢者が66,821人（高齢化率：29.6%）となっています。年齢階層別の人口をみると、男性は50歳～55歳、70歳～74歳の順に多く、女性は85歳以上、70歳～74歳の順に多くなっています。

また、50歳以上の人口と比較して、50歳未満の人口が相対的に少なくなっていることから、今後本市の高齢化はさらに進行していくものと予想されます。

■人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和7年3月31日）時点

校区別で人口をみると、人口が最も多いのが兵庫校区であり、15,157 人となっています。一方で、人口が最も少ない校区は北山東部校区であり、344 人となっています。

少子高齢化が進む中でも、春日北校区では人口が 289 人増加しています。一方、北山校区、松梅校区、三瀬校区、富士校区では減少率が非常に高くなっています。

このように、本市の中でも校区別で人口や世帯数の差が大きく、今後もそれぞれの校区の状況に応じた地域福祉のあり方を検討していく必要があります。

また、多くの小学校区で世帯数は増加しているものの、人口は減少している傾向がみられ、単身世帯や小規模世帯の増加が進んでいることが伺えます。

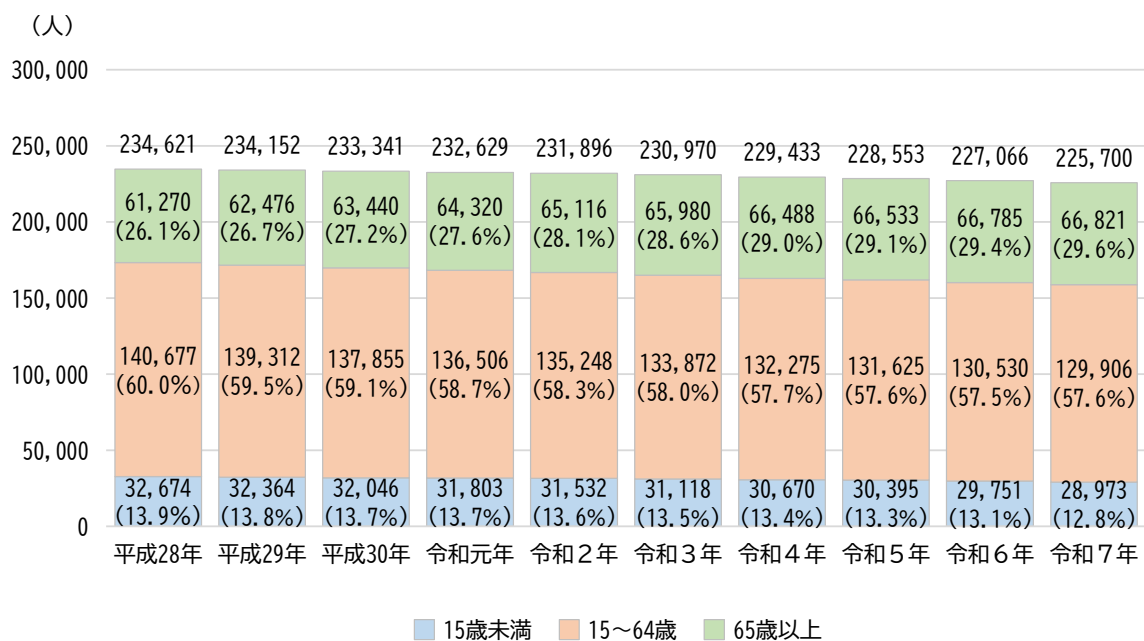
■小学校別人口及び世帯数

校 区 別	令 和 6 年				令 和 元 年				増 加 数				増加率 (%)	
	世帯数	人 口			世帯数	人 口			世帯数	人 口			世帯数	人 口
		総 数	男	女		総 数	男	女		総 数	男	女		
総 数	104,599	226,719	107,265	119,454	100,830	232,624	109,767	122,857	3,769	△ 5,905	△ 2,502	△ 3,403	3.74	△ 2.54
勉 興	3,570	6,576	3,013	3,563	3,484	6,742	3,110	3,632	86	△ 166	△ 97	△ 69	2.47	△ 2.46
循 誘	4,671	8,674	4,020	4,654	4,496	8,760	4,043	4,717	175	△ 86	△ 23	△ 63	3.89	△ 0.98
日 新	4,671	9,185	4,422	4,763	4,407	9,315	4,382	4,933	264	△ 130	40	△ 170	5.99	△ 1.40
赤 松	3,886	8,116	3,820	4,296	3,843	8,303	3,852	4,451	43	△ 187	△ 32	△ 155	1.12	△ 2.25
神 野	5,724	11,144	5,169	5,975	5,606	11,439	5,271	6,168	118	△ 295	△ 102	△ 193	2.10	△ 2.58
西 与 賀	2,661	5,747	2,652	3,095	2,463	5,656	2,578	3,078	198	91	74	17	8.04	1.61
嘉 瀬	2,209	4,964	2,263	2,701	2,072	4,876	2,250	2,626	137	88	13	75	6.61	1.80
巨 勢	2,469	5,522	2,636	2,886	2,324	5,487	2,610	2,877	145	35	26	9	6.24	0.64
兵 庫	6,694	15,157	7,158	7,999	6,418	15,668	7,398	8,270	276	△ 511	△ 240	△ 271	4.30	△ 3.26
高 木 瀬	6,557	14,250	6,639	7,611	6,169	14,010	6,557	7,453	388	240	82	158	6.29	1.71
北 川 副	5,522	12,345	5,737	6,608	5,406	12,556	5,871	6,685	116	△ 211	△ 134	△ 77	2.15	△ 1.68
本 庄	6,178	12,163	6,019	6,144	5,811	12,127	5,942	6,185	367	36	77	△ 41	6.32	0.30
鍋 島	5,878	12,687	6,073	6,614	5,613	12,980	6,147	6,833	265	△ 293	△ 74	△ 219	4.72	△ 2.26
金 立	2,080	4,365	2,107	2,258	2,046	4,521	2,186	2,335	34	△ 156	△ 79	△ 77	1.66	△ 3.45
久 保 泉	1,774	3,649	1,767	1,882	1,646	3,700	1,763	1,937	128	△ 51	4	△ 55	7.78	△ 1.38
蓮 池	748	1,675	799	876	704	1,749	832	917	44	△ 74	△ 33	△ 41	6.25	△ 4.23
新 栄	3,222	6,785	3,154	3,631	3,177	7,057	3,282	3,775	45	△ 272	△ 128	△ 144	1.42	△ 3.85
若 楠	3,910	7,923	3,686	4,237	3,825	7,927	3,692	4,235	85	△ 4	△ 6	2	2.22	△ 0.05
開 成	3,950	8,773	4,106	4,667	3,997	9,506	4,433	5,073	△ 47	△ 733	△ 327	△ 406	△ 1.18	△ 7.71
諸 富 北	2,362	5,188	2,481	2,707	2,332	5,555	2,649	2,906	30	△ 367	△ 168	△ 199	1.29	△ 6.61
諸 富 南	1,928	4,556	2,185	2,371	1,858	4,858	2,324	2,534	70	△ 302	△ 139	△ 163	3.77	△ 6.22
春 日	3,879	8,747	4,120	4,627	3,676	8,638	4,076	4,562	203	109	44	65	5.52	1.26
川 上	2,243	5,735	2,749	2,986	2,113	5,730	2,722	3,008	130	5	27	△ 22	6.15	0.09
松 梅	344	829	400	429	371	972	465	507	△ 27	△ 143	△ 65	△ 78	△ 7.28	△ 14.71
春 日 北	3,429	8,031	3,828	4,203	3,160	7,742	3,692	4,050	269	289	136	153	8.51	3.73
富 士	960	2,073	993	1,080	1,008	2,387	1,137	1,250	△ 48	△ 314	△ 144	△ 170	△ 4.76	△ 13.15
北 山	309	737	364	373	322	866	433	433	△ 13	△ 129	△ 69	△ 60	△ 4.04	△ 14.90
北山東部	134	344	167	177	134	361	170	191	0	△ 17	△ 3	△ 14	0.00	△ 4.71
三 瀬	485	1,098	530	568	492	1,276	622	654	△ 7	△ 178	△ 92	△ 86	△ 1.42	△ 13.95
中 川 副	1,266	2,718	1,317	1,401	1,270	3,049	1,471	1,578	△ 4	△ 331	△ 154	△ 177	△ 0.31	△ 10.86
大 詫 間	542	1,412	697	715	541	1,561	772	789	1	△ 149	△ 75	△ 74	0.18	△ 9.55
南 川 副	2,224	5,435	2,583	2,852	2,156	5,779	2,737	3,042	68	△ 344	△ 154	△ 190	3.15	△ 5.95
西 川 副	2,162	5,240	2,509	2,731	2,050	5,460	2,628	2,832	112	△ 220	△ 119	△ 101	5.46	△ 4.03
東 与 賀	2,971	7,606	3,664	3,942	2,926	8,218	3,937	4,281	45	△ 612	△ 273	△ 339	1.54	△ 7.45
久 保 田	2,987	7,270	3,438	3,832	2,914	7,793	3,733	4,060	73	△ 523	△ 295	△ 228	2.51	△ 6.71

資料：住民基本台帳（各年 9 月 30 日時点）

この10年間の人口の推移をみると、総人口は平成28年より微減傾向で推移しており、約8,900人減少しています。内訳をみると、15歳未満である年少人口は減少を続けているのに対し、65歳以上の老年人口は増加し続けています。年齢3区分別の人口割合をみると、少子高齢化は継続して進行しており、令和7年までの10年間で高齢化率は3.5ポイント上昇しています。

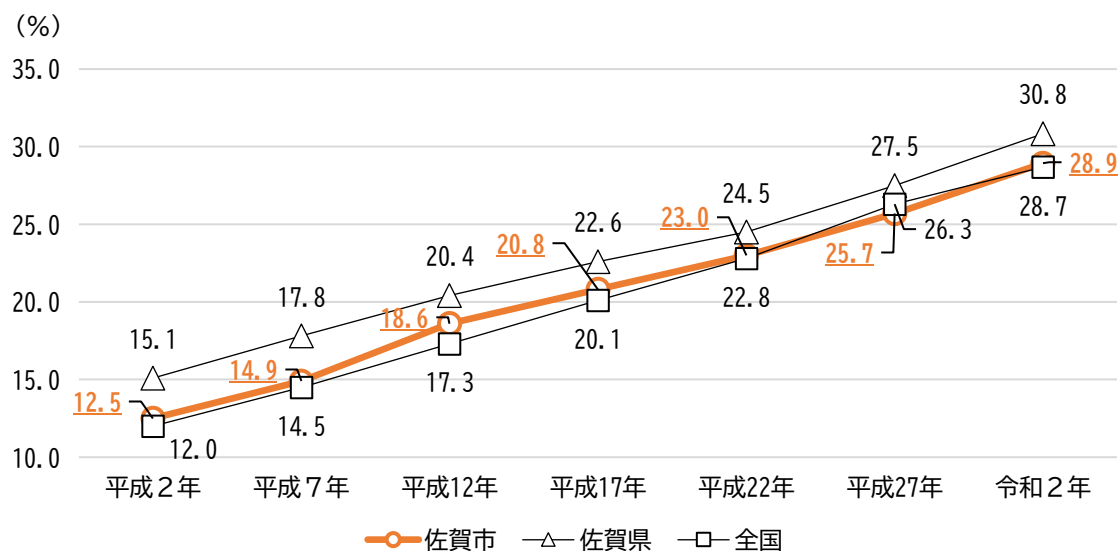
■年齢3階級別の人口の推移・人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

本市の高齢化率を県、国と比較すると、国の平均値と同程度で推移していることがわかります（図表4）。一方、県の平均値と比較すると低い水準で推移しています。

■高齢化の推移

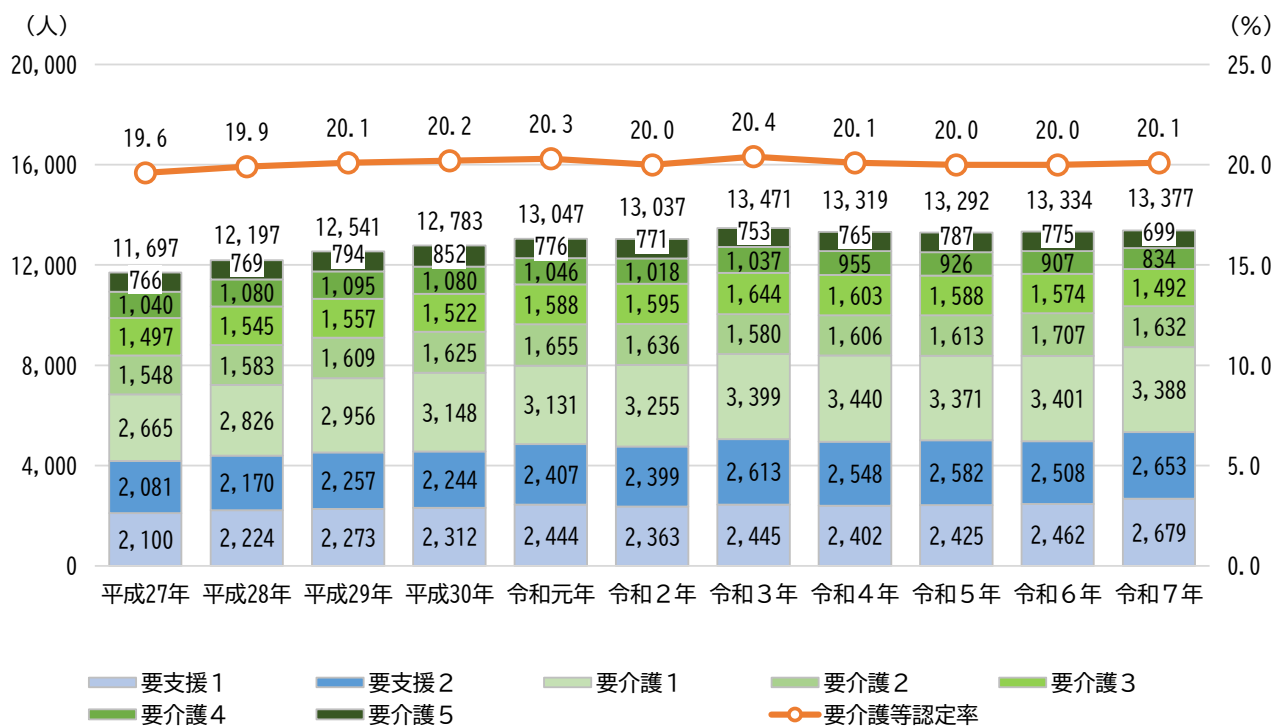


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

要介護認定者数の推移をみると、全体の認定者数は、平成 27 年度の 11,697 人から増加傾向にあり、令和元年度には 13,000 人を超えています。その後も横ばいから微増で推移し、令和 7 年には 13,377 人となっています。要介護度別に見ると、要支援 1・2、要介護 1 から 3 の区分で増加傾向にあり、特に要介護 1 が多くなっています。

要介護認定率の推移をみると、平成 27 年から令和 7 年にかけては、約 20%前後で推移しています。

■要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移

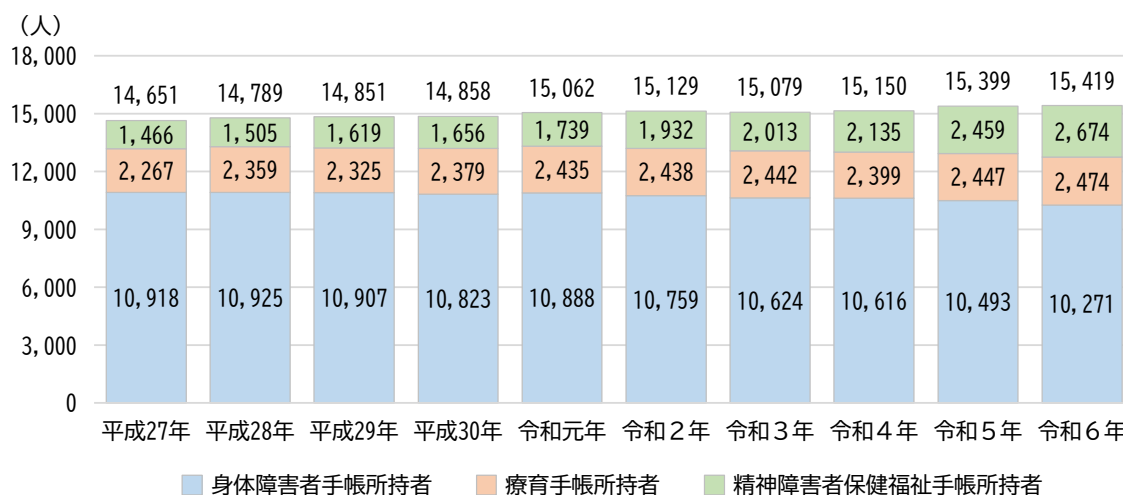


資料：佐賀中部広域連合（各年 3 月 31 日時点）

障害者手帳所持者数は、平成 27 年の 14,651 人から令和 6 年の 15,419 人へと継続的に増加しています。10 年間で 768 人増加しています。

身体障害者手帳所持者数は、平成 27 年の 10,918 人から令和 6 年の 10,271 人へと、おおむね横ばいから微減傾向で推移しています。療育手帳所持者数は、平成 27 年の 2,267 人から令和 6 年の 2,474 人へと、継続的に増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 27 年の 1,466 人から令和 6 年の 2,674 人へと、最も顕著に増加しています。特に令和元年以降の増加が顕著であり、令和 5 年から令和 6 年にかけても大きく増加しています。

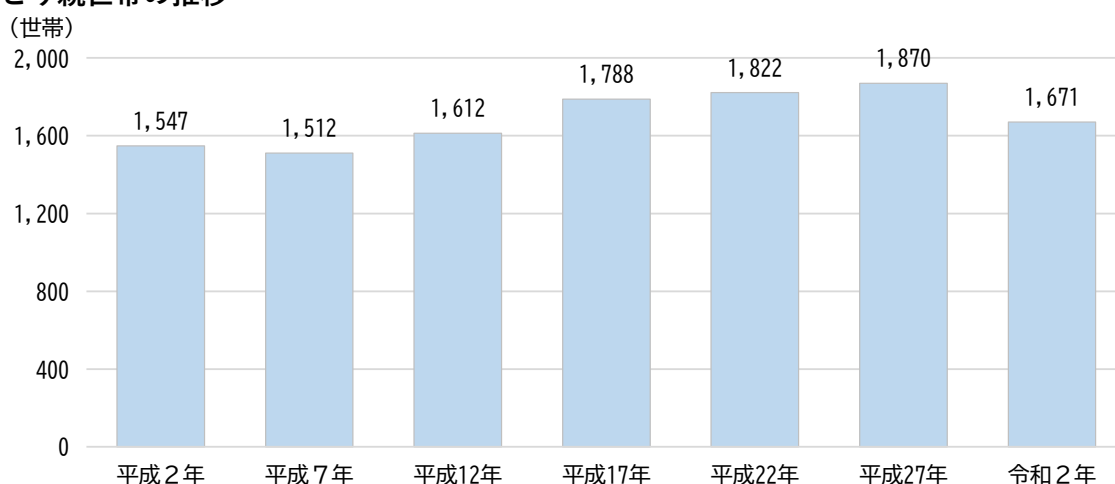
■障害者手帳所持者の推移



資料：佐賀市統計データ（各年 3 月 31 日時点）

ひとり親世帯については、平成 2 年の 1,547 世帯から、平成 27 年には 1,870 世帯まで増加しています。しかし、令和 2 年には 1,671 世帯と、平成 27 年と比較して 199 世帯減少しています。

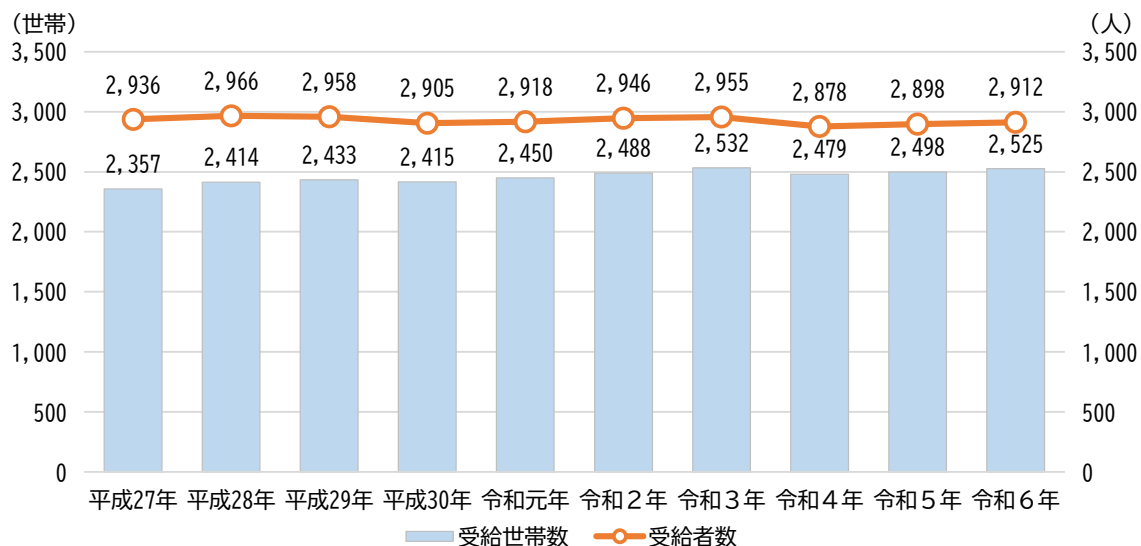
■ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

生活保護受給世帯数は、平成 27 年の 2,357 世帯から令和 6 年の 2,525 世帯まで、継続的に増加しており、10 年間で 168 世帯の増加となっています。生活保護受給者数は、2,900 人前後で推移しています。

■生活保護受給世帯の推移



資料：佐賀市統計データ（各年 3 月 31 日時点）

世帯数は、平成 2 年の 76,168 世帯から令和 2 年の 96,522 世帯へと、一貫して増加しています。

親族世帯は平成 2 年から令和 2 年で 60,012 世帯と、微減傾向にあります。一般世帯総数に占める割合は 78%から 62.2%へと大きく減少しており、親族で構成される世帯の割合が低下していることがわかります。核家族世帯は 43,429 世帯から 50,969 世帯へと増加していますが、一般世帯総数に占める割合は 57%から 52.8%へと減少しています。

単独世帯は 16,669 世帯から 34,618 世帯へと約 2 倍に増加しており、一般世帯総数に占める割合も 21.9%から 35.9%へと大幅に上昇しています。

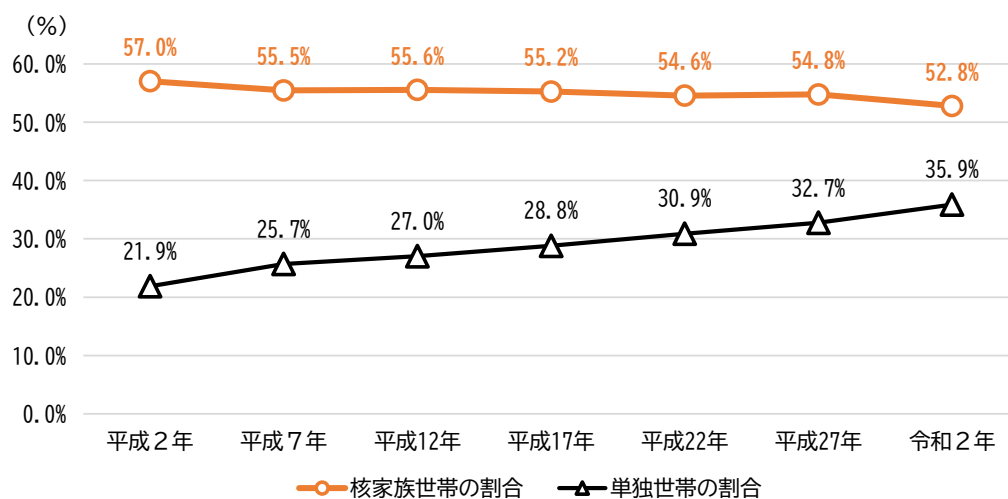
■世帯構成の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯総数	76,168	82,292	84,727	87,445	90,154	93,001	96,522
親族世帯	59,412	60,984	61,534	61,935	61,579	61,687	60,012
核家族世帯	43,429	45,651	47,074	48,308	49,195	50,929	50,969
夫婦のみ	11,479	13,203	14,539	15,518	16,072	16,934	17,705
うち高齢者夫婦のみ	15.1%	16.0%	17.2%	17.7%	17.8%	18.2%	18.3%
※下段の%は夫婦のみ世帯に対する割合	4.068	5.403	6.764	7.748	8.466	8.292	10.623
	5.3%	6.6%	8.0%	8.9%	9.4%	8.9%	11.0%
	35.4%	40.9%	46.5%	49.9%	52.7%	49.0%	60.0%
夫婦と子ども	26,341	26,106	25,460	24,685	24,303	24,690	23,797
男親と子ども	698	797	906	1,051	1,106	1,184	1,220
女親と子ども	4,911	5,545	6,169	7,054	7,714	8,121	8,247
その他の親族世帯	15,983	15,333	14,460	13,627	12,384	10,758	9,043
	21.0%	18.6%	17.1%	15.6%	13.7%	11.6%	9.4%
非親族世帯	87	182	283	322	700	651	657
	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.8%	0.7%	0.7%
単独世帯	16,669	21,126	22,910	25,188	27,848	30,456	34,618
	21.9%	25.7%	27.0%	28.8%	30.9%	32.7%	35.9%
うち、高齢者ひとり暮らし	3,264	4,400	5,590	6,736	7,903	9,588	10,981
※下段の%は単独世帯に対する割合	4.3%	5.3%	6.6%	7.7%	8.8%	10.3%	11.4%
	19.6%	20.8%	24.4%	26.7%	28.4%	31.5%	31.7%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

核家族の割合は平成2年の57.0%から令和2年の52.8%へと減少しています。一方、単独世帯の割合は、平成2年の21.9%から令和2年の35.9%へと大きく増加しています。

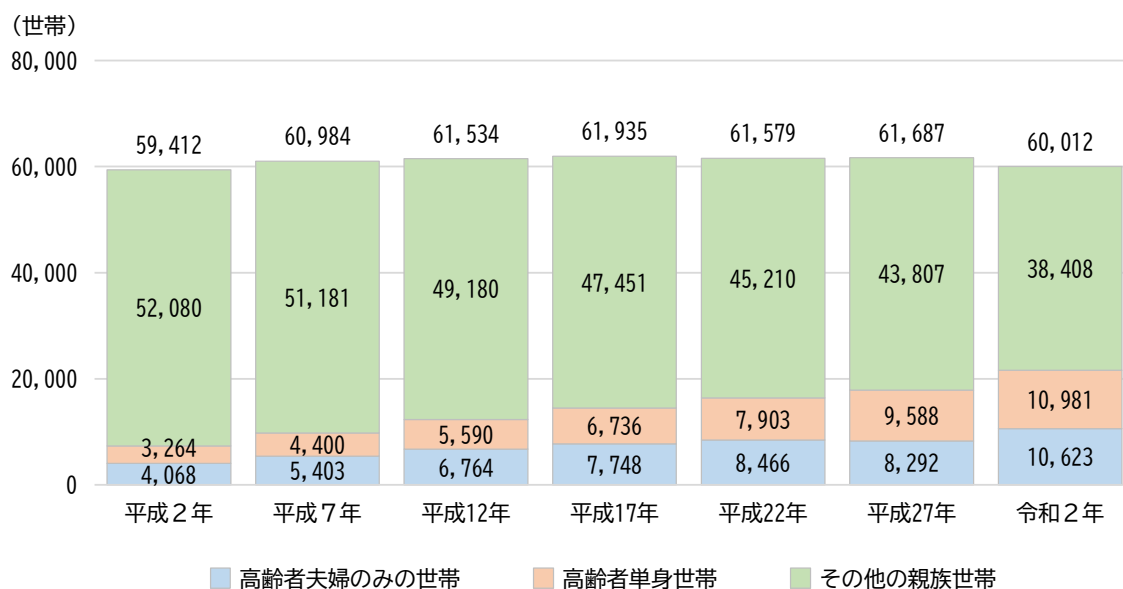
■核家族世帯の割合と単独世帯の割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

高齢者夫婦のみの世帯は、平成2年の4,068世帯から令和2年の10,623世帯へと、約2.6倍に増加しています。高齢者単身世帯は、平成2年の3,264世帯から令和2年の10,981世帯へと、約3.4倍に増加しています。

■高齢者のみの世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

地域活動の状況

（１）校区社会福祉協議会

校区（地区）社会福祉協議会は、おおむね小学校区単位で「自分たちの地域の福祉課題は、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識をもとに、地域住民主体で作られている民間の自主的な組織です。校区内の身近な福祉問題を解決するために地域に組織されている各種団体の協力を得ながら福祉のまちづくりを進めています。

現在、佐賀市内すべての校区（地区）に設置されています。また、地域内の高齢者や障がい者などの要介護者の見守りや声掛け活動、個別援助活動を行う体制を目指し小地域福祉ネットワーク活動を実施しています。他にも、敬老の集いや給食サービス、ふれあいサロン、子育てサロン、ミニデイサービス、さまざまな行事や世代間交流事業を実施し、小学校・中学校の地域体験活動にも積極的に参加し、福祉のまちづくりを推進しています。

（２）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、「民生委員法」や「児童福祉法」に基づき委嘱され、佐賀市内では26地区民生委員・児童委員協議会（地区民児協）が設置されています。日常的な相談活動や地域内の福祉課題の把握・援助、必要な支援機関との連携を担い、任期は3年となっています。

主な職務内容は、「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握する」、「生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行う」、「福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行う」、「社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援する」、「福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力する」、「その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行う」となっています。

（３）自治会

自治会とは、地域に住む人々が、親睦とたすけあいによる「すみよいまちづくり」を目的とした、住民自身による自治組織で、会員の会費等の収入で自主的に運営している組織です。

主な活動内容は、ごみステーションの設置や維持管理への協力などの環境活動、防災訓練の実施などの防災活動、子どもの見守りや防犯灯の設置・維持管理などの防犯活動、体育大会やお祭り、敬老会などの親睦活動などを行っています。

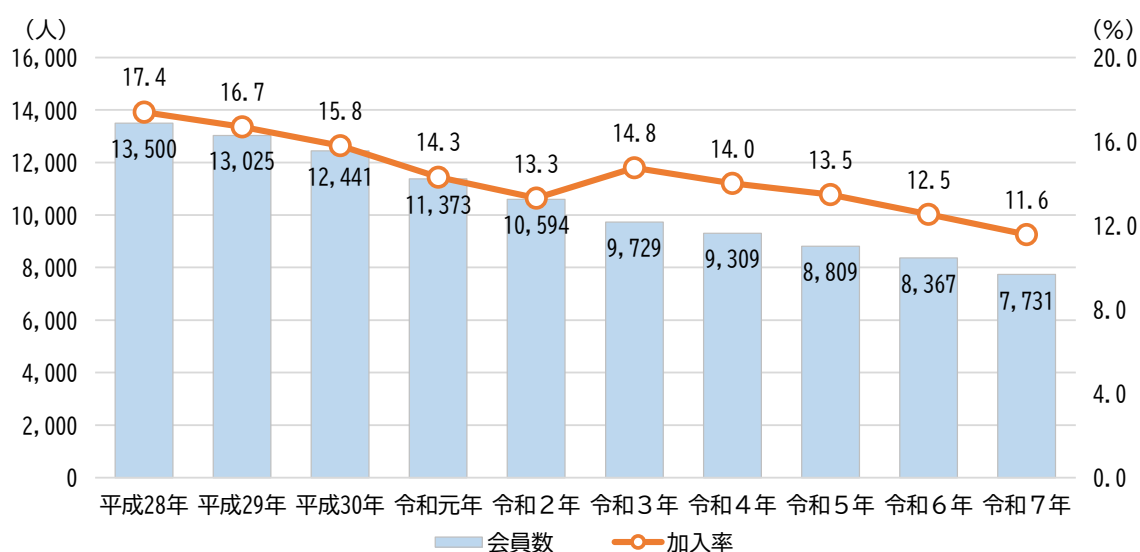
現在、市内には661の単位自治会、32の校区自治会長会がありますが、年々、自治会加入率が減少傾向にあり、役員のみ手不足や活動の低下などの課題があります。そのような中、多発する災害などにより、自治会の重要性が再認識されており、住民のニーズに合った活動や運営のあり方が求められています。

(4) まちづくり協議会

佐賀市のまちづくり協議会（まち協）は、地域住民が主体となり、住みよいまちを目指して活動するコミュニティ組織で、おおむね小学校区ごとに設置されています。まち協は自治会や子ども会、老人クラブ、PTA など多様な地域団体で構成され、地域課題の解決や活性化を目的に「夢プラン」（地域まちづくり計画）を策定し、多角的な取組を進めています。佐賀市内のすべての小学校区でまちづくり協議会が設立されています。

(5) 老人クラブ

老人クラブの会員数は減少傾向にあります。60 歳以上の人口に対する老人クラブの会員数の比率である加入率を見ると、令和 2 年から令和 3 年にかけて上昇しましたが、それ以降再び減少し、令和 7 年では 11.6% となっています。

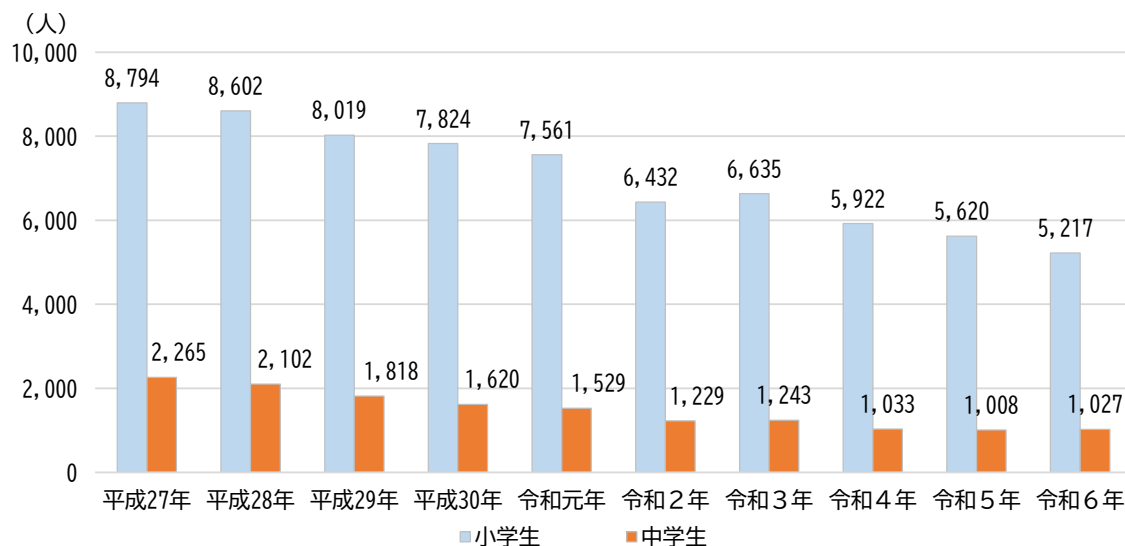


老人クラブには、会員相互の親睦を深めるという目的に加え、地域における福祉活動の大きな一翼を担う役割が期待されています。多くの老人クラブがかかわっている地域における見守り活動や友愛ヘルプ活動などは、地域活動によるつながりを再構築するとともに、地域福祉を推進していくうえで大変重要な活動となります。

(6) 子ども会

子ども会への加入者は減少傾向にあります。こどもの数が減少していることや、子どもを取り巻く環境が変化し、子育て世代の地域活動に対する関心が低くなっていることが影響しているものと思われます。

その結果、子どもたちのみならず、その保護者たちも、地域の人たちとのつながりが希薄化してしまうことも考えられます。



子ども会活動は、子ども自身が地域での活動に主体的にかかわることができる貴重な機会であり、同じ地域に暮らす年齢の異なる子ども同士が交流を深め合う体験ができる大切な機会でもあります。

若い世代を中心に、近似つきあいが少なくなり、地域における顔の見える関係性が希薄化してきたとの指摘もあるなか、子ども会活動は地域活動によるつながりを再構築するとともに、子どもの豊かな学びと将来につながる経験のために、大変貴重な活動となります。

2. アンケート結果

(1) 調査概要

○調査目的

「第5期佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するにあたり、地域福祉推進についての市民の意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とするため。

○調査対象者

佐賀市にお住まいの18歳以上の方及び佐賀市に1年以上居住する方の中から5,000人を無作為抽出

○調査方法

郵送による配布・回収調査（オンライン回答を併用）

○調査時期

令和6年11月～12月

○回収率

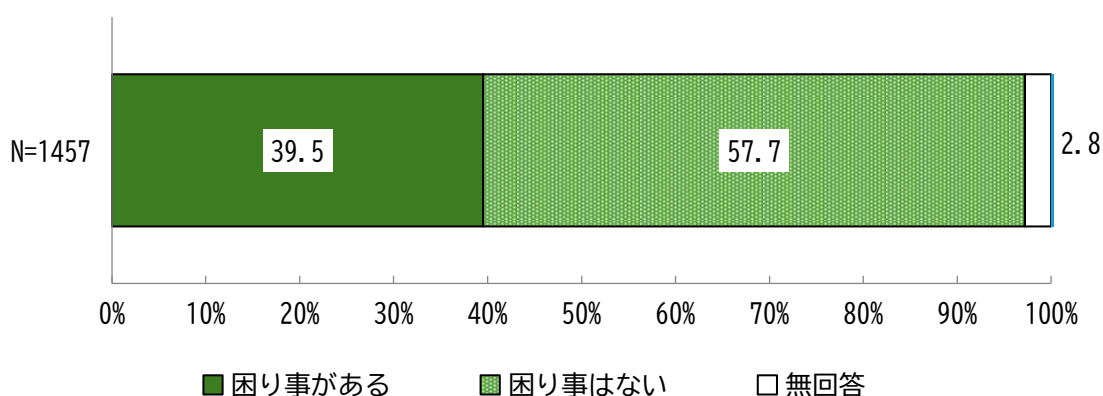
発送件数	回収数	回収率
5,000 件	1,457 件 郵送：1,092 件 オンライン：365 件	29.1%

生活上の困り事について

生活上の困り事の有無について聞いたところ、「困り事がある」と回答したのは 39.5%となっています。

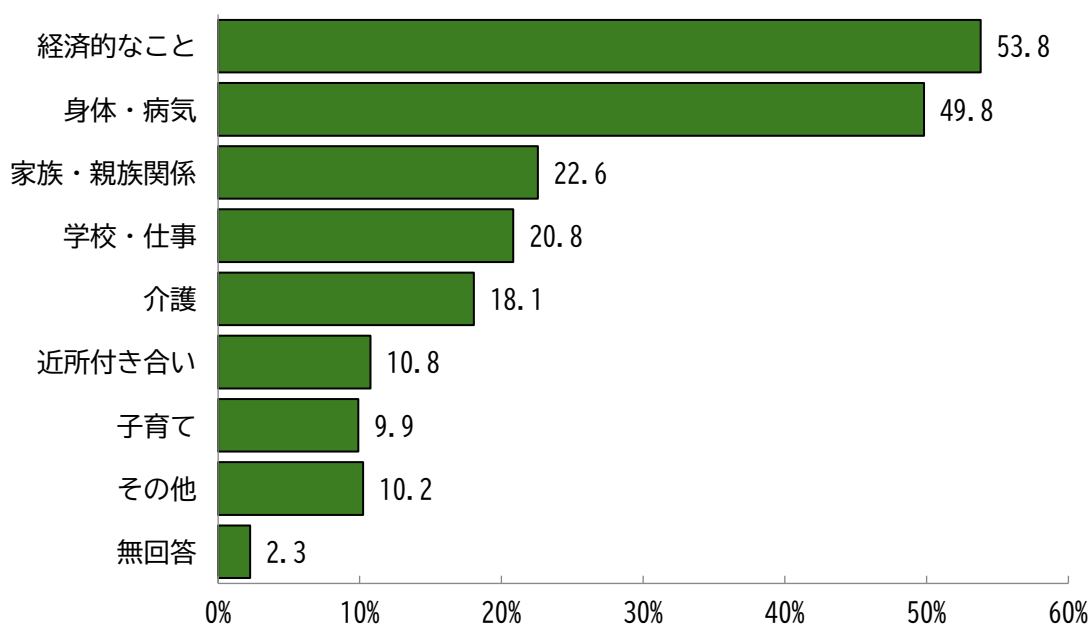
「困り事がある」と回答した人に困り事の内容を聞いたところ、最も多い困り事は「経済的なこと」で 53.8%、次いで「身体・病気」が 49.8%となっており、経済面、健康面での困り事が多いことが伺えます。次いで、「家族・親族関係」が 22.6%、「学校・仕事」が 20.8%、「介護」が 18.1%と続きます。

■生活上の困り事がありますか



■困り事の内容

N=576

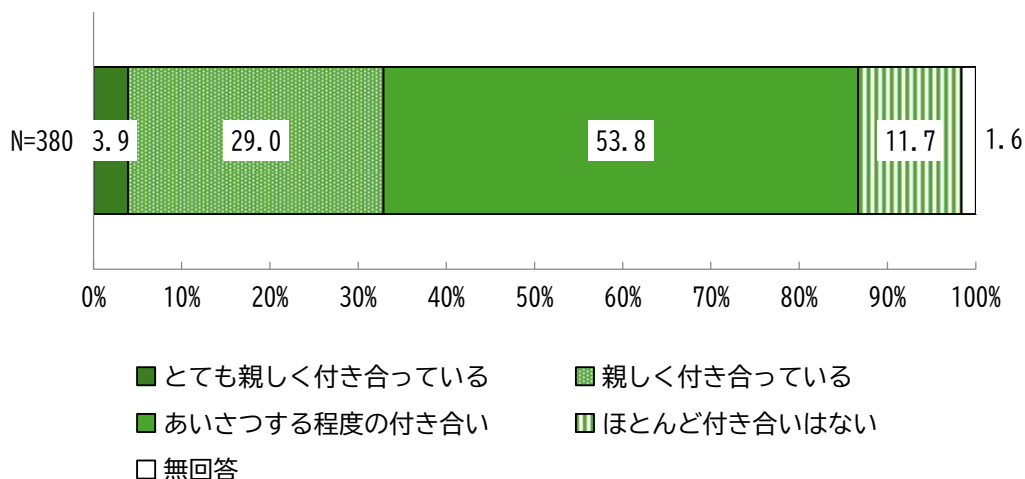


「地域」との関わりについて

ご近所付き合いの程度を聞いたところ、「あいさつする程度の付き合い」が最も高く 53.8%となっており、次いで「親しく付き合っている」が29.0%となっています。

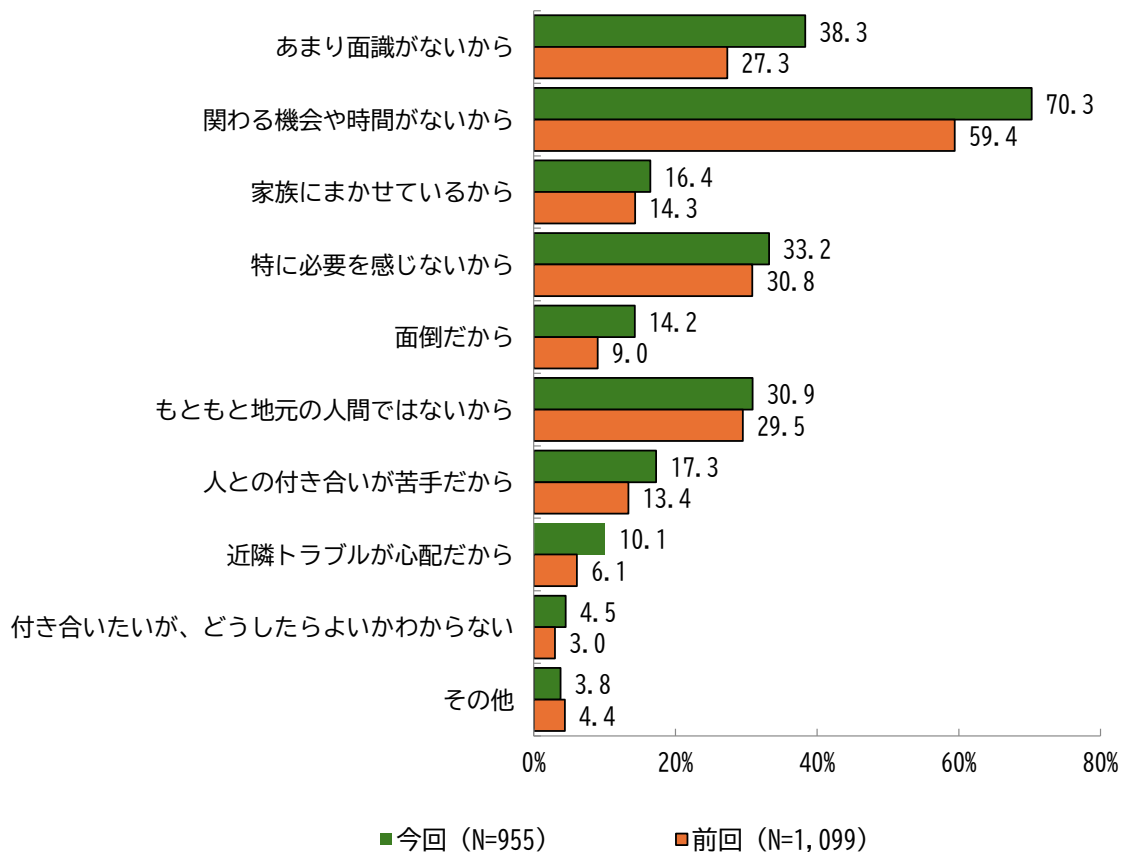
「あいさつする程度の付き合い」、「ほとんど付き合いはない」と回答した人にその理由を聞いたところ、「関わる機会や時間がないから」が最も高く 70.3%となっています。前回と比較すると、「あまり面識がないから」「関わる機会や時間がないから」が大きく増加しています。

■ご近所の人との付き合いの程度



■ご近所の人と付き合わない理由

N=1,457



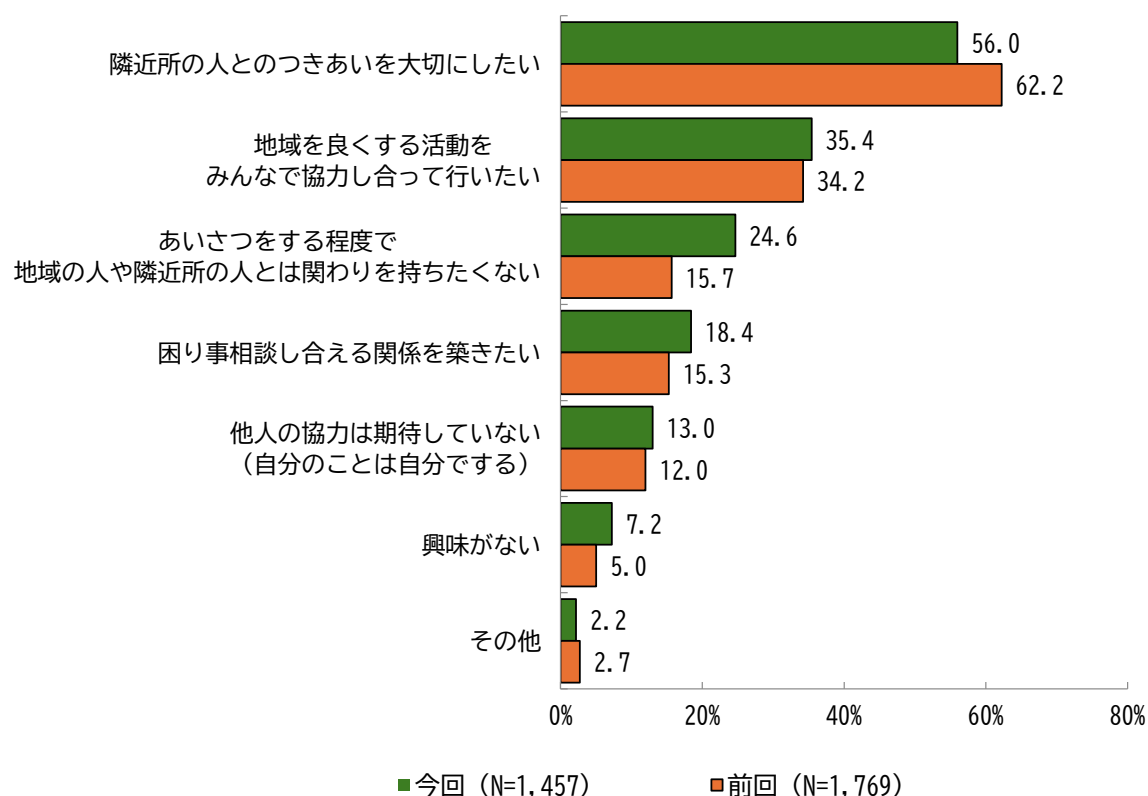
地域での人との関わりについて聞いたところ、「隣近所の人とのつきあいを大切にしたい」が最も高く 56.0%となっています。次いで、「地域を良くする活動をみんなで協力し合って行いたい」が 35.4%となっています。

前回と比較すると、「隣近所の人とのつきあいを大切にしたい」は前回の 62.2%から 6.2 ポイント減少しています。また、「あいさつをする程度で地域の人や隣近所の人とは関わりを持ちたくない」は 8.9 ポイント（前回 15.7%、今回 24.6%）と大きく増加しています。

地域住民の多くは良好な近所付き合いや地域活動への協力を望む一方で、プライバシーを重視し、深い関わりを避けたいと考える人も増えているという二極化の傾向がみられます。

■地域での人との関わり方に対する考え

N=1,457



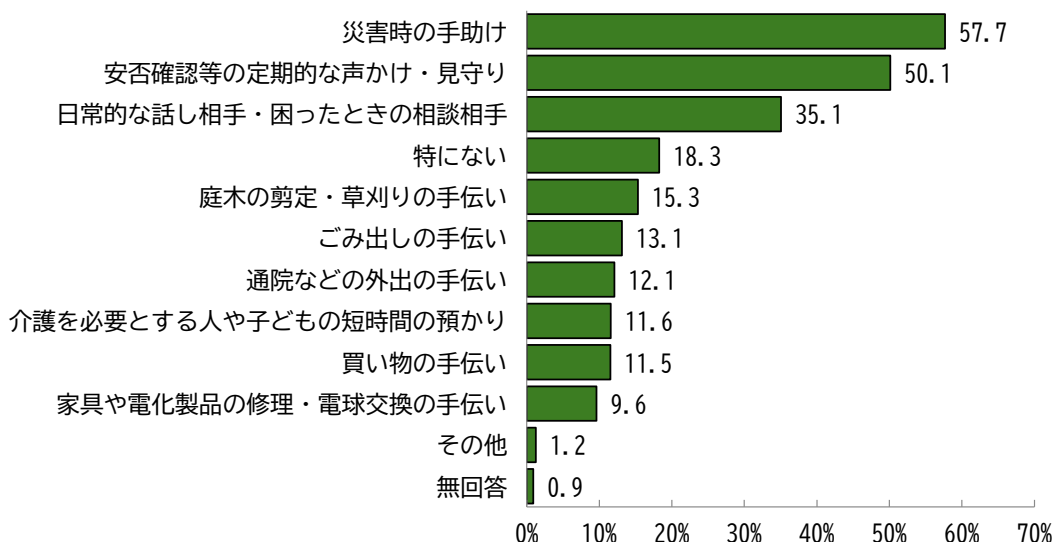
日常生活上の手助けが必要になったとき、地域の人にどのような支援をしてほしいかを聞いたところ、「災害時の手助け」が最も高く 57.7%となっています。次いで、「安否確認等の定期的な声掛け・見守り」が 50.1%、「日常的な話し相手・困ったときの相談相手」が 35.1%となっています。

逆に、高齢や病気・障がい、もしくは子育て等で困っている家庭があった場合、どのような支援ができるかを聞いたところ、「安否確認等の定期的な声掛け・見守り」が最も高く 61.3%となっています。これは「どのような支援が欲しいか」の項目でも上位に挙げられており、市民のニーズと提供可能な支援の間にある程度の合致がみられます。次いで、「災害時の手助け」が 57.3%と高く、いざという時の助け合いへの意識が高いことがわかります。「日常的な話し相手・困ったときの相談相手」も 38.1%と高く、コミュニケーションによる支援も可能だと考えている市民が多いことが伺えます。

多くの市民が日常的な見守りや声掛け、災害時の手助け、相談相手としての支援を行う意向があることが伺え、地域における共助の可能性が示されています。

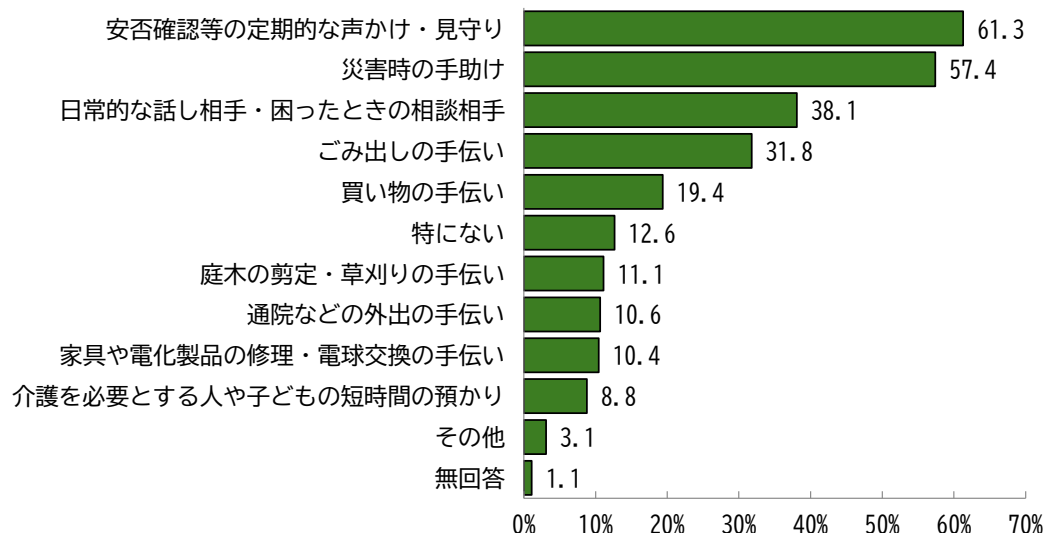
■日常生活上の手助けが必要になったとき、地域の人にどのような支援をしてほしいと思うか

N=1,457



■困っている家庭があった場合、どのような支援ができると思うか

N=1,457

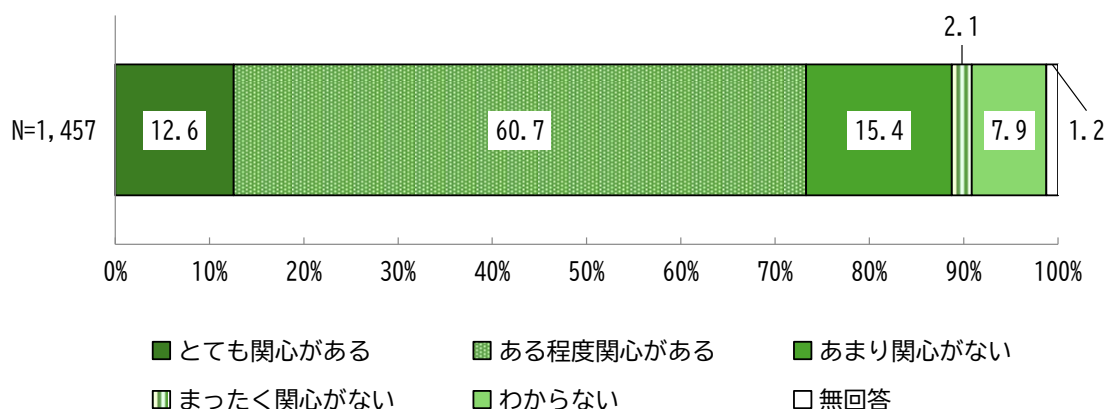


福祉に対する考えについて

福祉に関心があるかどうかを聞いたところ、「ある程度関心がある」が最も高く 60.7%となっています。次いで、「あまり関心がない」が 15.4%、「とても関心がある」が 12.6%となっています。

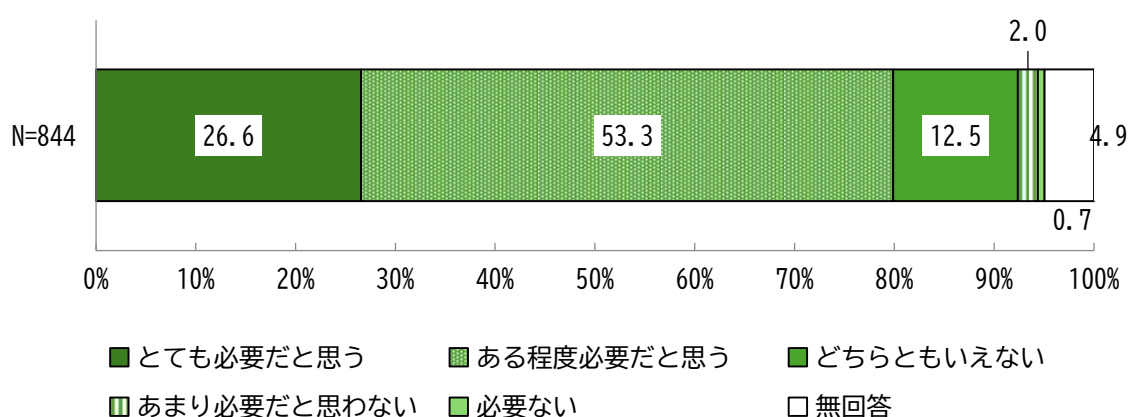
福祉に対する市民の関心は比較的高く、この関心を具体的な行動や地域活動へとつなげていくための働きかけが重要と考えられます。

■福祉について関心があるか



住民同士の助け合いや支え合いの必要性について聞いたところ、「ある程度必要だと思う」が最も高く 53.3%となっています。次いで、「とても必要だと思う」が 26.6%となっており、合わせると約 8 割近くの市民が住民同士の助け合いや支え合いが必要だと感じていることが伺えます。地域福祉の推進において、住民同士の助け合いや支え合いが非常に重要であるという認識が広く共有されていることが伺えます。

■住民同士の助け合いや支え合いの必要性についてどう思うか



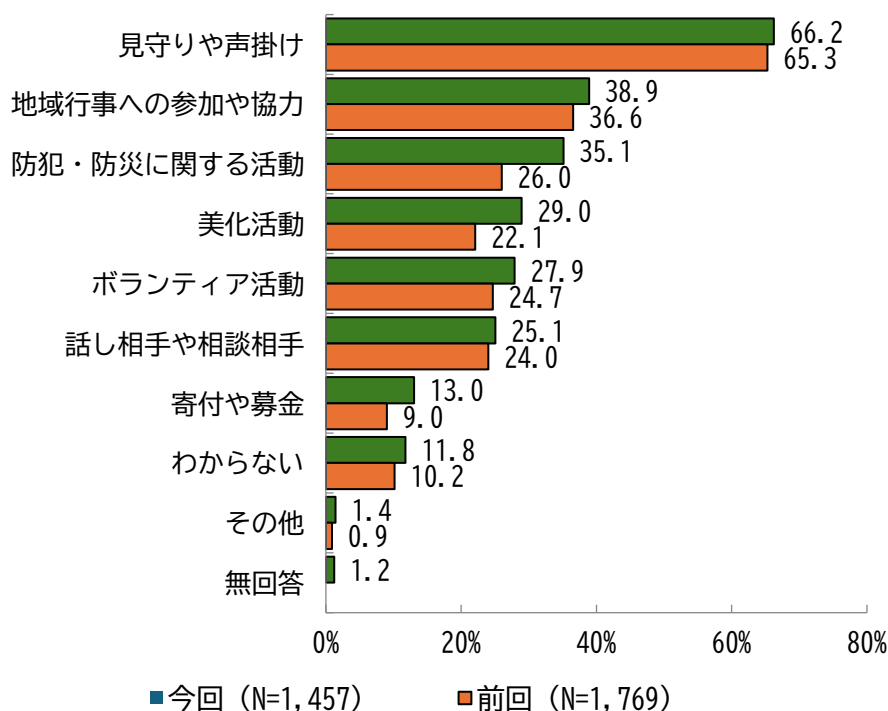
住民が安心して暮らせるように、あなたができると思うことについて聞いたところ、「見守りや声掛け」が最も高く 66.2%となっています。次いで「地域行事への参加や協力」が 38.9%、「防犯・防災に関する活動」が 35.1%となっています。

前回と比較すると「防犯・防災に関する活動」が 26.0%から大きく増加しており、防犯・防災意識の高まりが伺えます。また、「美化活動」も約7ポイント増加しています。

市民が「見守りや声掛け」といった日常的な関わりや、地域行事への参加、防犯・防災活動を通して、安心して暮らせる地域づくりに貢献できると考えていることが伺えます。

■住民が安心して暮らせるように、あなたができると思うこと

N=1,457

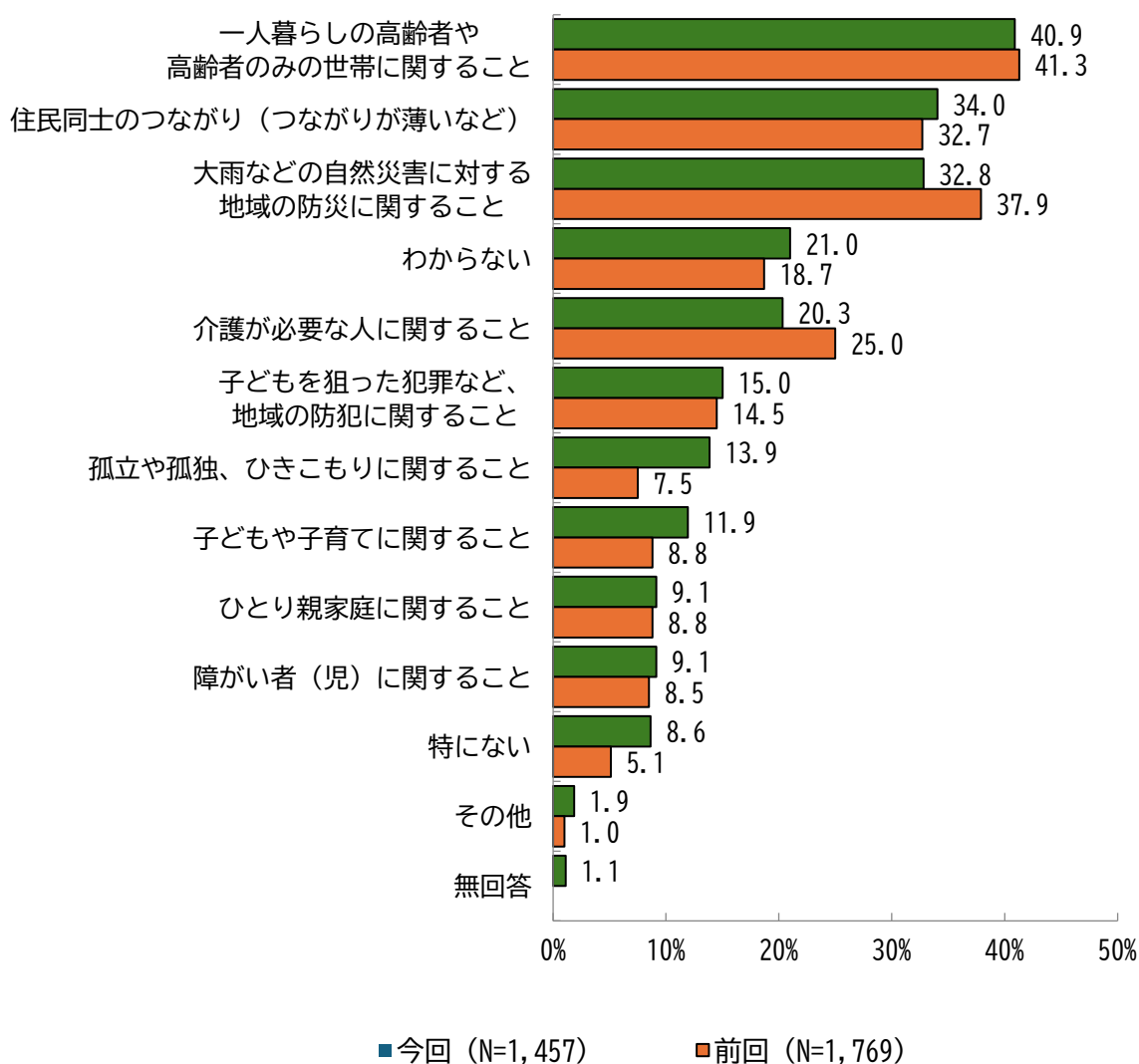


住んでいる地域に、どのような課題・問題があるかを聞いたところ、「一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に関すること」が最も高く 40.9%となっています。次いで、「住民同士のつながり（つながりが薄いなど）」が 34.0%、「大雨などの自然災害に対する地域の防災に関すること」が 32.8%となっています。市民のなかで、高齢者支援、地域コミュニティの活性化、防災対策が特に重要な課題として認識されていることが伺えます。

前回と比較すると、「孤立や孤独、ひきこもりに関すること」が 7.5%から 13.9%へと上昇しています。

■地域には、どのような課題・問題があると思うか

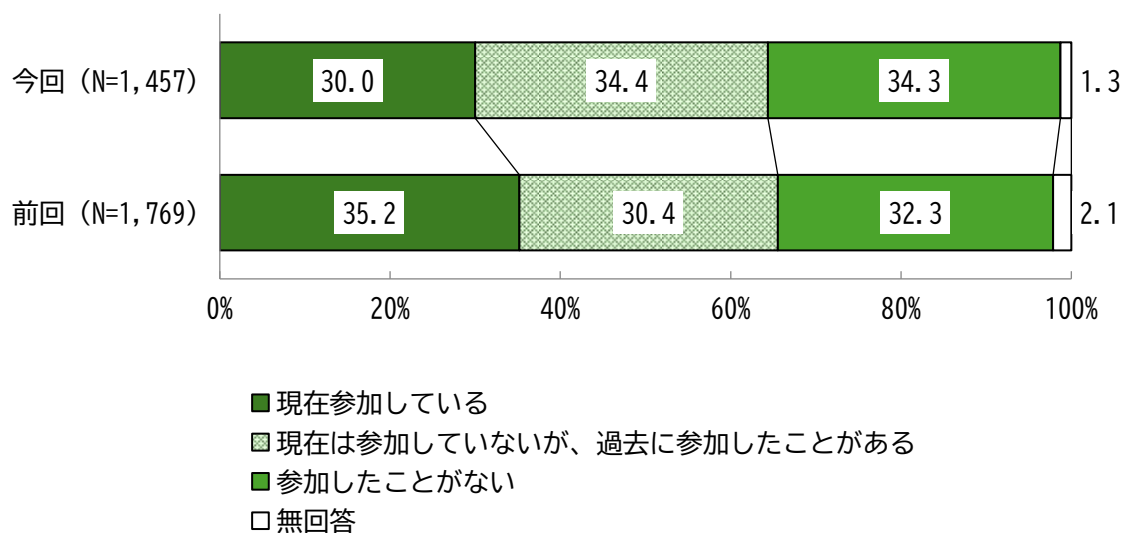
N=1,457



地域活動や福祉に関するボランティアについて

自治会や子ども会、老人クラブなどの地域活動やボランティア活動への参加状況について聞いたところ、「現在参加している」と回答した市民は今回 30.0%で、前回（35.2%）より減少しています。「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」は 34.4%、「参加したことがない」は 34.3%となっています。

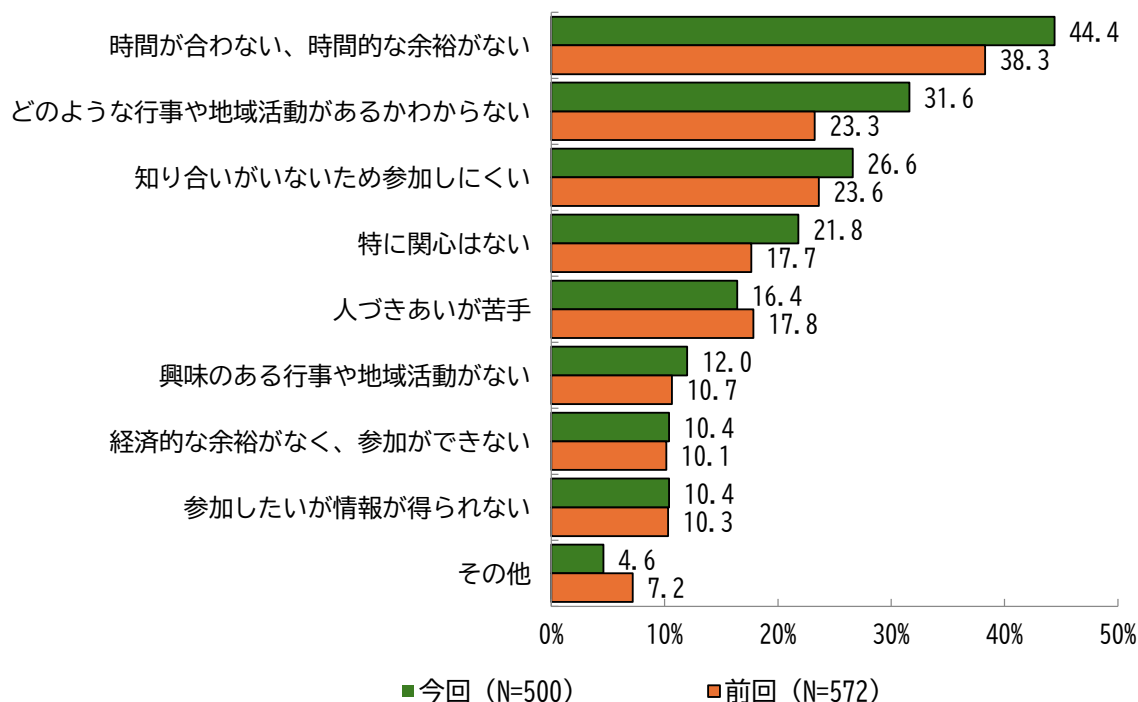
■地域活動やボランティア活動に参加しているか



地域活動に「参加したことがない」と回答した人にその理由を聞いたところ、「時間が合わない、時間的な余裕がない」が最も高く 44.4% となっており、前回調査（38.3%）と比較して増加しています。次いで、「どのような行事や地域活動があるかわからない」で 31.6% となっており、前回調査の 23.3% から大きく増加しています。「知り合いがいらないため参加しにくい」も 26.6% と高くなっています。

時間的な問題、情報提供の不足、人間関係が参加へのハードルとなっていることが伺えます。

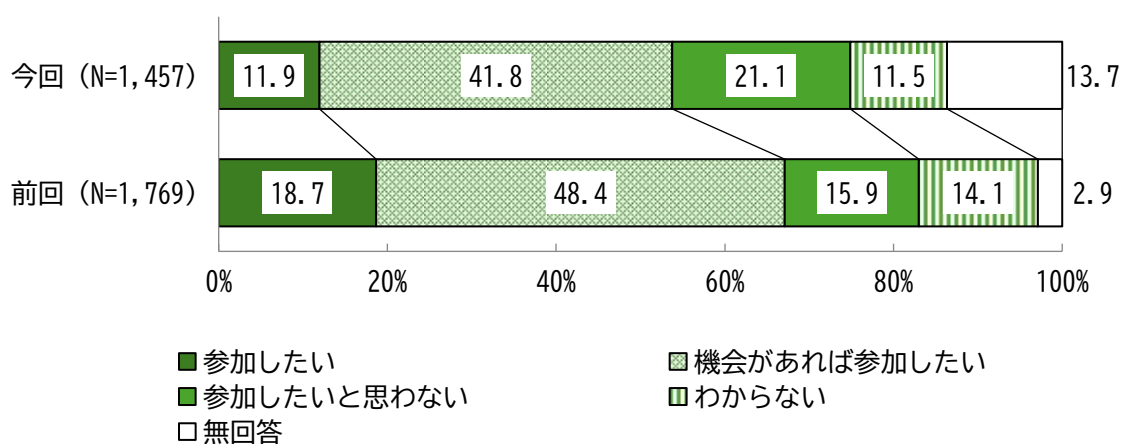
■参加していない理由



地域活動やボランティア活動、行事に参加したいかどうかを聞いたところ、「機会があれば参加したい」が最も高く 41.8% となっています。前回と比較すると、「参加したい」は前回の 18.7% から今回 11.9% と減少しており、「機会があれば参加したい」も減少しています。

地域活動への参加意欲が全体的に低下傾向にあることが伺えます。

■地域活動に参加したいか

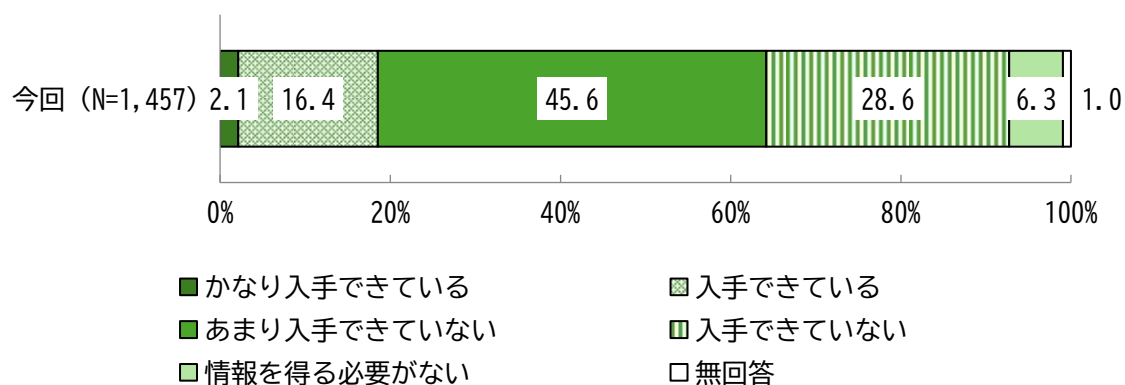


「福祉サービス」に関することについて

「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できているかについて聞いたところ、「あまり入手できていない」が最も高く 45.6%となっています。次いで「入手できていない」が 28.6%となっています。これらを合わせると約7割以上となり、市民が情報入手に関して課題を抱えていることが伺えます。

福祉サービスに関する情報提供の強化が課題であり、情報提供の方法やチャネルの多様化、わかりやすい情報発信が求められます。

■「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できているか

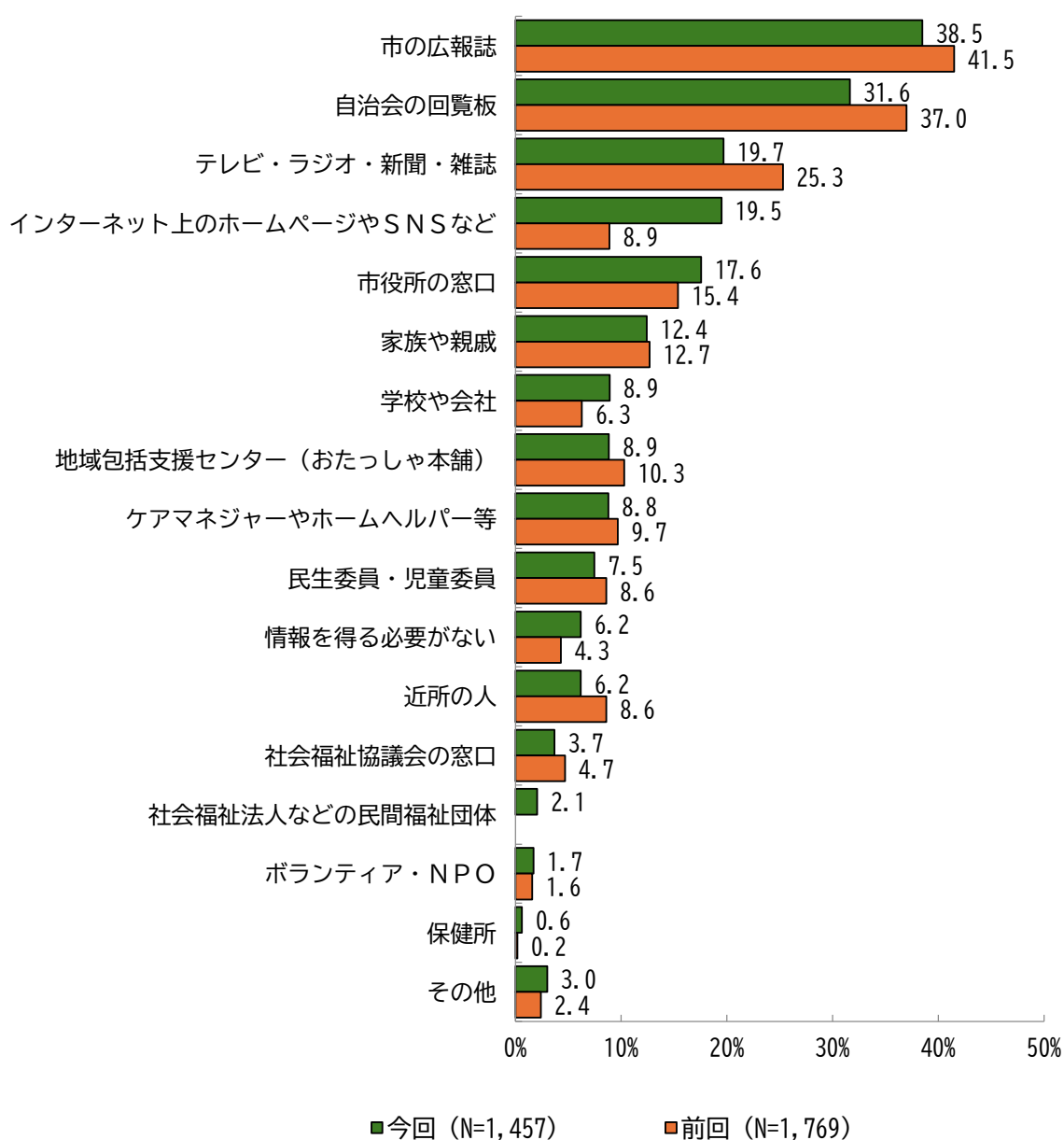


「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手しているかを聞いたところ、「市の広報誌」が最も高く 38.5%となっています。次いで「自治会の回覧板」が 31.6%、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が 19.7%、「インターネット上のホームページや SNS など」が 19.5%となっています。また、「市役所の窓口」も 17.6%と一定の割合を占めています。

前回と比較すると「インターネット上のホームページや SNS など」が増加しています。

広報誌や回覧板といった既存の地域密着型媒体が福祉情報提供の主要なチャネルであることが伺えます。今後は、インターネットなど多様な媒体を活用し、より多くの市民に情報が届くよう工夫することが重要となります。

■「福祉サービス」に関する情報の入手先



地域福祉に関わる機関や団体、制度について

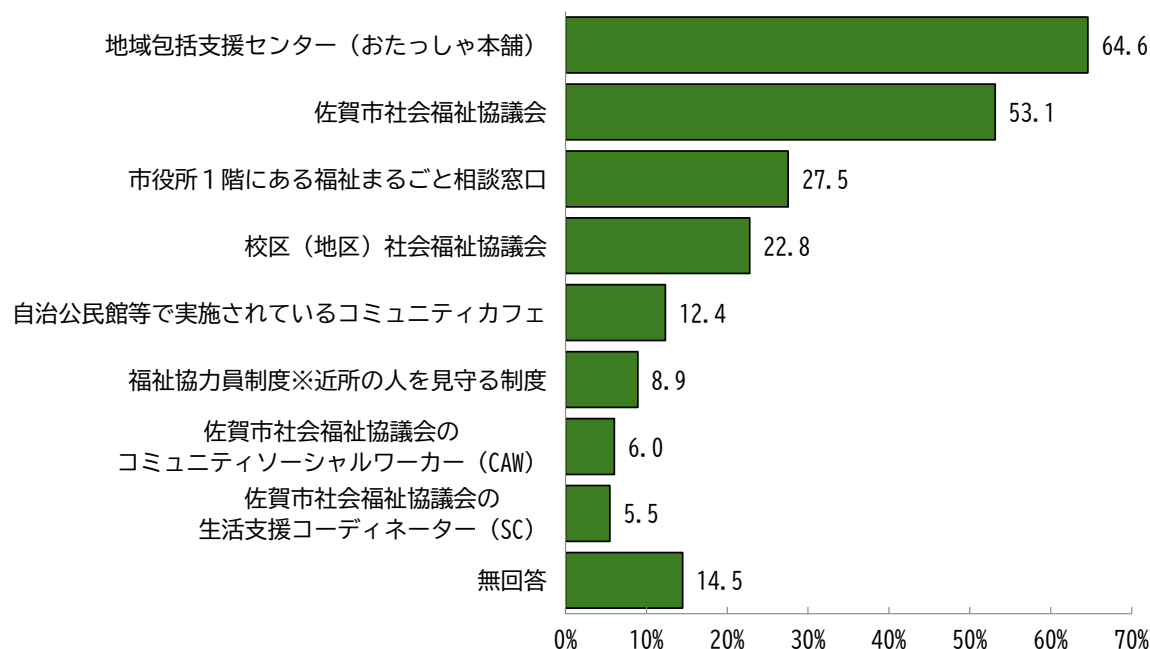
佐賀市の福祉に関わる機関や団体、制度を知っているかどうかを聞いたところ、「地域包括支援センター（おたっしや本舗）」が最も高く 64.6%となっています。次いで「佐賀市社会福祉協議会」が 53.1%となっています。

一方で、「市役所 1 階にある福祉まるごと相談窓口」は 27.5%、「校区（地区）社会福祉協議会」は 22.8%と、認知度が 3 割以下にとどまる機関もみられます。「福祉協力員制度」や「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」、「生活支援コーディネーター（SC）」といった個別の制度や専門職の認知度はさらに低い傾向にあります。

主要な福祉機関の認知度は一定数あるものの、具体的な相談窓口や地域に密着した制度、専門職についてはまだ市民への認知が十分に進んでいないことがわかります。これらの認知度向上に向けた広報活動が求められます。

■次の機関や団体、制度、取組などを知っているか

N=1,457



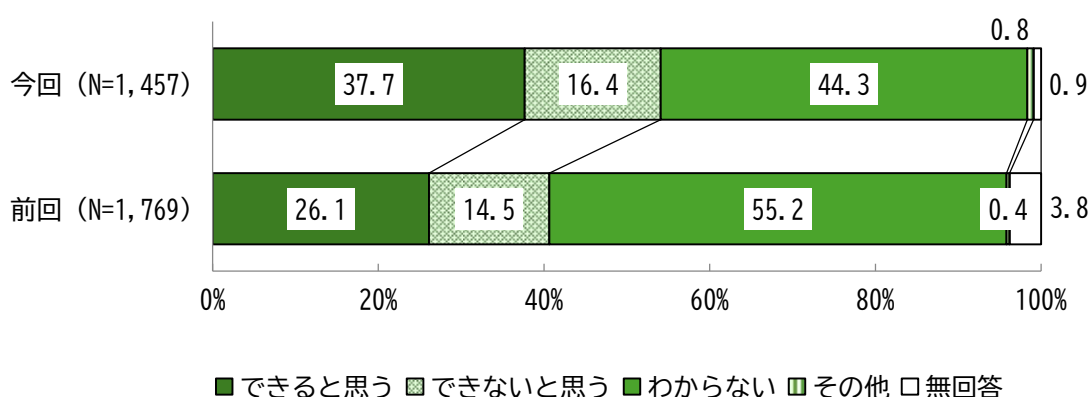
災害時の避難について

緊急事態が発生したとき、適切に避難できると思うかどうかを聞いたところ、「できると思う」と回答した市民は今回 37.7%で、前回 (26.1%) より大きく増加しています。これは防災意識の高まりや、避難に関する情報提供・訓練の効果が出ていると考えられます。

一方で、「わからない」と回答した市民も 44.3%と依然として約4割強を占めており、前回(55.2%)より減少しているものの、避難に対する不安や具体的なイメージを持てていない市民も少なくないことがわかります。

市民の避難意識は向上しているものの、依然として多くの市民が適切に避難できるかどうか不安を感じていることが伺えます。より実践的な避難訓練や、個々の状況に応じた避難支援の周知が引き続き必要です。

■緊急事態が発生したとき、適切に避難できると思うか

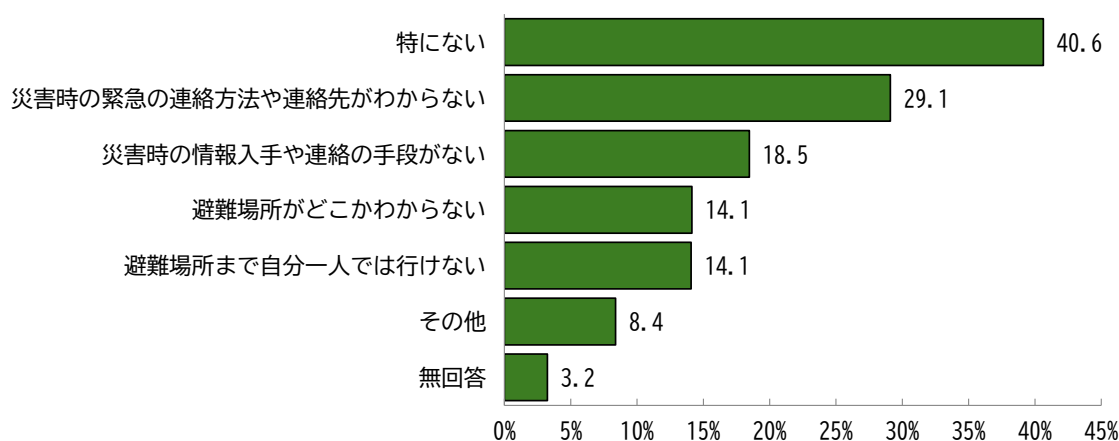


地震や台風などの災害発生時に、不安に思うことを聞いたところ、「特にない」が最も多くなっています。「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」が 29.1%、「災害時の情報入手や連絡の手段がない」が 18.5%、「避難場所がどこかわからない」、「避難場所まで自分一人では行けない」が 14.1%となっています。

「特に不安はない」とする人が多い一方で、約3割が「緊急時の連絡方法がわからない」と答えており、情報や連絡手段に不安を感じている人も少なくありません。また、「避難場所がわからない」「一人で避難できない」といった声もあり、災害時に支援が必要な人への配慮が求められます。防災情報の周知とともに、誰もが安心して避難できる仕組みづくりが重要です。

■災害発生時の不安

N=1,457



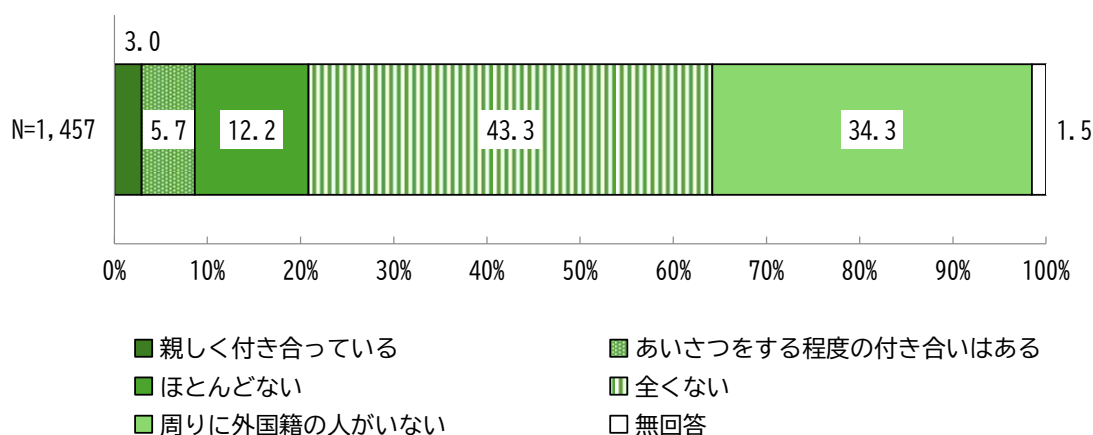
外国籍の方との関わりについて

近隣の外国籍の方との付き合いの有無を聞いたところ、「全くない」が最も高く 43.3%となっています。次いで、「周りに外国籍の人がいない」が 34.3%と高く、外国籍住民との接触機会自体が少ない市民が多いことが伺えます。「ほとんどない」も 12.2%おり、合わせると約 9 割の市民が外国籍の方との付き合いがほとんど、あるいは全くないという現状が伺えます。

一方で、「あいさつをする程度の付き合いはある」が 5.7%、「親しく付き合っている」が 2.6%と、交流がある市民は少数にとどまっています。

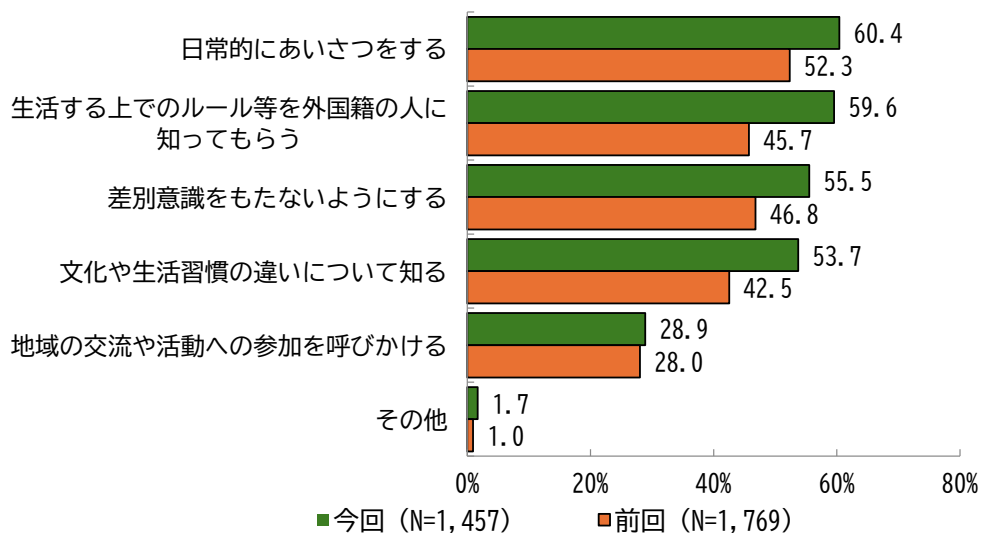
多くの市民が外国籍住民との接点が少なく、交流が限定的となっています。多文化共生を推進するためには、交流機会の創出や相互理解を深めるための取組が必要と考えられます。

■外国籍の方との付き合いがあるか



外国籍の人との相互理解を深めるために地域で必要と思うことを聞いたところ、「日常的にあいさつをする」が最も高く 60.4%となっています。次いで、「生活する上でのルール等を外国籍の人に知ってもらう」が 59.6%、「差別意識を持たないようにする」が 55.5%、「文化や生活習慣の違いについて知る」が 53.7%となっています。これらについて、前回と比較するといずれも増加しています。外国籍住民との相互理解を深めるために、日常的なコミュニケーション、ルールの共有、差別意識の払拭、そして文化理解が重要だと考えていることが伺えます。

■外国籍の人との相互理解を深めるために地域で必要と思うこと

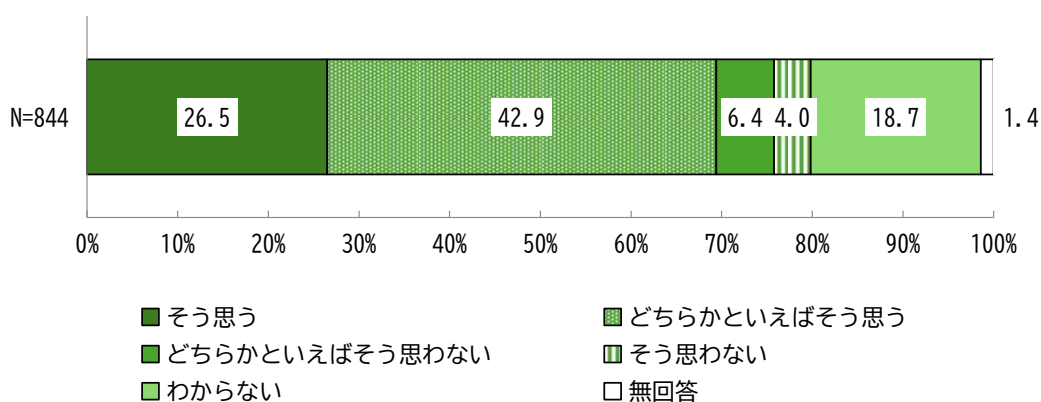


「再犯防止」に関することについて

「再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である」という意見について聞いたところ、「どちらかといえばそう思う」が最も高く 42.9%となっています。次いで、「そう思う」が 26.5%となっています。これらを合わせると約 7 割の市民が、「誰一人取り残さない」社会の実現が再犯防止に大切であるという意見に肯定的な考えを持っていることがわかります。

再犯防止における「誰一人取り残さない」という考え方に対して、多くの市民が共感していることが伺えます。この意識をさらに高め、具体的な行動へとつなげていくための啓発活動が重要となると考えられます。

■「再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である」という意見について

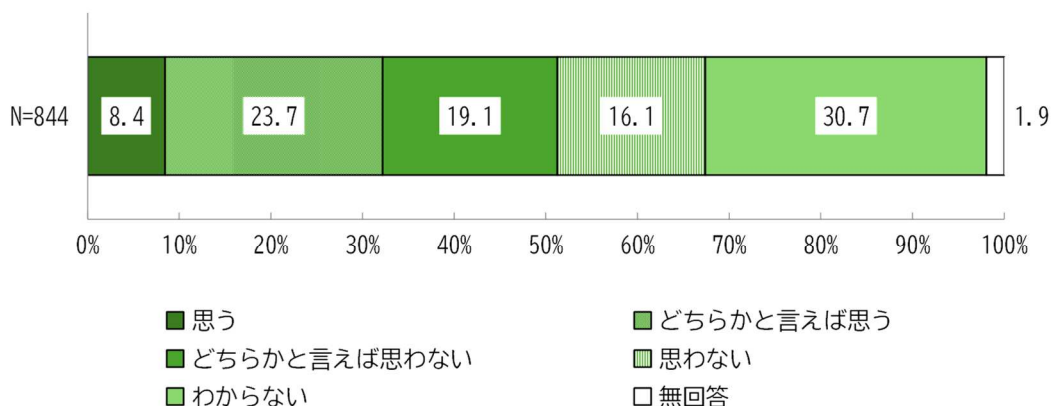


犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかどうかを聞いたところ、「わからない」が最も高く 30.7%となっており、協力に対して判断を保留している人が多いことが伺えます。

「どちらかと言えば思う」が 23.7%、「思う」が 8.4%で、合わせると約 3 割の市民が犯罪をした人の立ち直りに対して協力を前向きな姿勢を持っていることがわかります。

犯罪をした人の立ち直りへの協力について、市民の意向は分かれており、「わからない」と回答する市民も多く存在しています。協力への理解を深めるための情報提供や、具体的な協力の形を示すことが今後の課題となると思われます。

■犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか

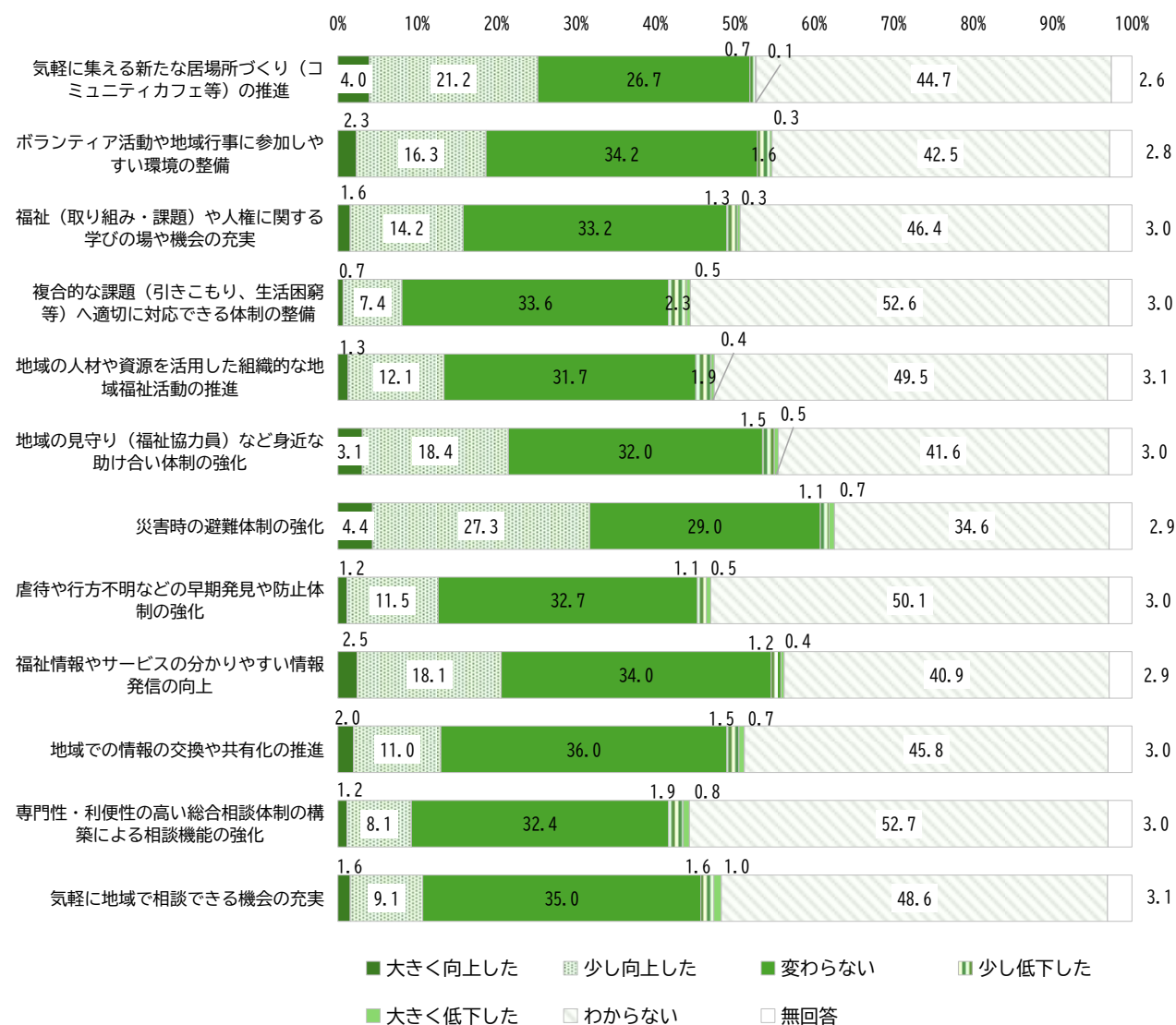


今後の地域福祉のあり方について

地域福祉に係る取組について、次に掲げる項目がどの程度向上したかを聞いたところ、すべての項目で、「わからない」が最も多く、次いで「変わらない」が多くなっていますが、「大きく向上した」や「向上した」の回答もみられます。「大きく向上した」や「向上した」の中で多いのは、「災害時の避難体制の強化」、「気軽に集える新たな居場所づくり（コミュニティカフェ等）の推進」、「地域の見守り（福祉協力員）など身近な助け合い体制の強化」の順となっています。

一方、「大きく向上した」や「向上した」という回答が少ないのは、「複合的な課題（ひきこもり、生活困窮等）へ適切に対応できる体制の整備」、「専門性・利便性の高い総合相談体制の構築による相談機能の強化」、「気軽に地域で相談できる機会の充実」の順となっています。

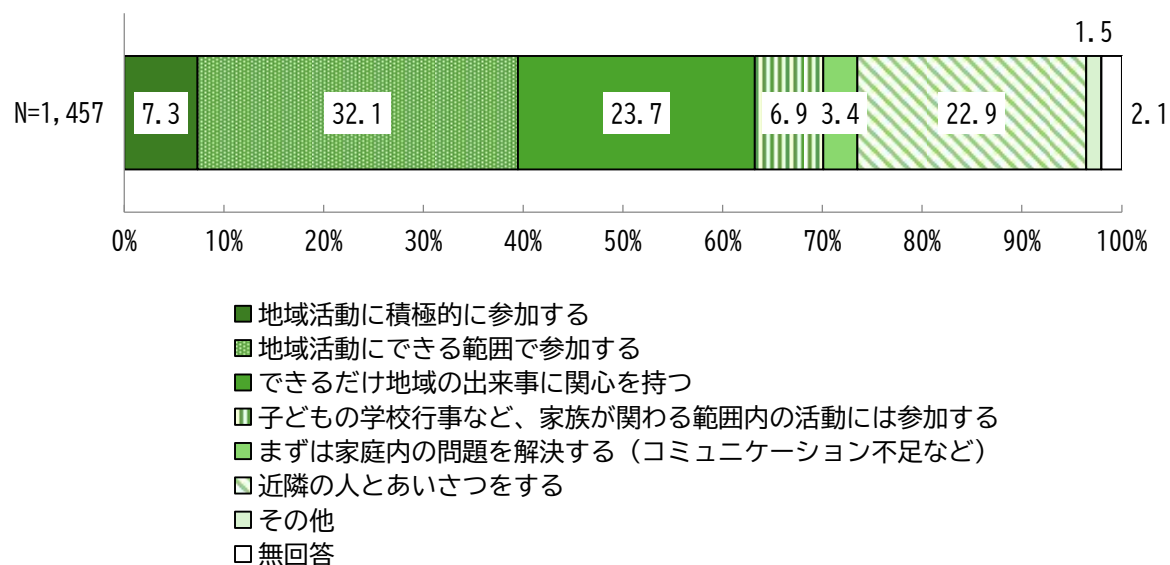
■地域福祉に係る取組について



住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民としてあなたができることを聞いたところ、「地域活動にできる範囲で参加する」が最も高く 32.1%となっています。次いで、「できるだけ地域の出来事に関心を持つ」が 23.7%、「近隣の人とあいさつをする」が 22.9%となっています。なお、「地域活動に積極的に参加する」は 7.3%となっています。

住民が地域に貢献する意識は持っているものの、いきなり積極的に関わるよりも、まずは無理のない範囲での参加や、地域の出来事への関心、日常的なあいさつといった身近なことから始めたいと考えていることが伺えます。

■住民としてできること

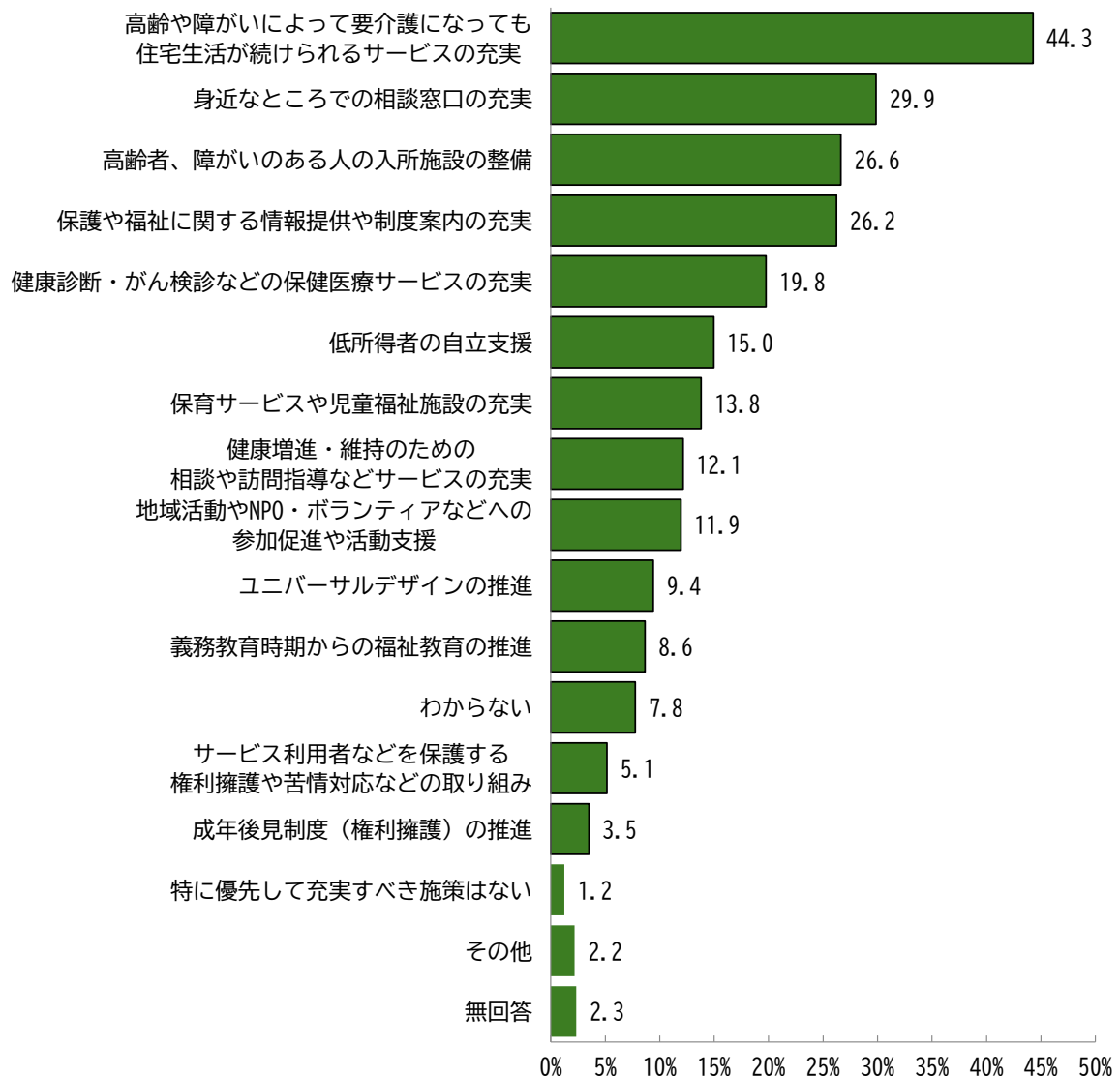


今後、佐賀市が取り組むべき施策を聞いたところ、「高齢や障がいによって要介護になっても住宅生活が続けられるサービスの充実」が最も高く 44.3%となっています。次いで、「身近なところでの相談窓口の充実」が29.9%、「高齢者、障がいのある人の入所施設の整備」が26.6%、「保護や福祉に関する情報提供や制度案内の充実」が26.2%となっています。

高齢者や障がい者の在宅生活支援、相談体制の強化、施設整備、そして福祉に関する情報提供の充実が重要な取組だと市民に認識されていることが伺えます。

■今後、佐賀市が取り組むべき施策

N=1,457



3. まとめ

(1) 佐賀市の地域福祉の課題

統計データとアンケート結果から、本市の地域福祉における主要な課題は次のようなものとなります。

①地域活動参加者の減少と情報不足

地域活動やボランティア活動に「現在参加している」市民は30.0%で、前回の35.2%から減少しています。参加しない理由として「時間が合わない、時間的な余裕がない」(44.4%)や「どのような行事や地域活動があるかわからない」(31.6%)が多く、時間的制約と情報提供の不足が参加阻害要因となっています。

②地域のつながりの希薄化

ご近所付き合いについて「あいさつする程度の付き合い」が53.8%と最も多く、付き合い合わない理由として「関わる機会や時間がないから」が70.3%を占めています。また、「あいさつをする程度で地域の人や隣近所の人とは関わりを持ちたくない」という回答が前回の15.7%から24.6%へと大きく増加しており、地域内での住民同士のつながりが希薄化していることが伺えます。

③高齢化の進行と人口構造の変化

本市の高齢化率は29.6%と国の平均値と同程度で推移していますが、今後さらなる進行が予想されます。特に、50歳未満の人口が相対的に少なくなっており、将来的な支え手の減少が懸念されます。また、校区别では人口格差が大きく、北山校区、松梅校区、三瀬校区、富士校区では人口減少率が非常に高くなっています。

④世帯構造の変化と孤立化の進行

単身世帯が平成2年の21.9%から令和2年の35.9%へと大幅に増加し、核家族世帯の割合は減少傾向にあります。高齢者単身世帯は約3.4倍、高齢者夫婦のみ世帯は約2.6倍に増加しており、孤立リスクの高い世帯が急速に増加しています。アンケートでも「孤立や孤独、ひきこもりに関すること」への関心が7.5%から13.9%へと上昇しており、市民の間でも孤立化が重要な課題として認識されています。

⑤複合化・複雑化する生活課題

生活上の困り事があるとの回答が576件であるのに対し、それはどのような困りごとかに対しては1,129件の回答があることから、複数の生活課題を抱えている市民が多数いることが分かります。その中でも「経済的なこと」(310件)、「身体・病気」(287件)が多く、さらに「家族・親族関係」「学校・仕事」「介護」など多様な課題が複合的に現れています。

⑥福祉サービス情報の入手困難

「福祉サービス」に関する情報について「あまり入手できていない」(45.6%)と「入手できていない」(28.6%)を合わせると約7割以上となり、市民が情報入手に課題を抱えています。また、「福祉まるごと相談窓口」の認知度は27.5%、「校区(地区)社会福祉協議会」は22.8%と、身近な相談機関の認知度が低い状況です。

⑦災害時の支援体制への不安

緊急事態発生時の避難について「できると思う」は37.7%で前回より改善しているものの、「わからない」が44.3%と依然として多く、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」(29.1%)など、情報や連絡手段への不安がみられます。

⑧多様な地域住民に対する理解

外国籍の方との関りが「全くない」、「周りに外国籍の方がいない」を合わせると約77%となり、大多数の市民が外国籍の方と交流がないことがわかります。また「再犯防止」に関する広報、啓発活動についても、6割の方が認知しておらず、罪を犯した人の立ち直りへの協力について、肯定的ではない回答が65%あり、再犯防止に向けた取り組みについて周知・理解を推進する必要があります。

(2) 解決に向けた方向性

上記の課題を踏まえ、以下の方向性で地域福祉の推進を図る必要があります。

①段階的な地域参加の促進

「地域活動にできる範囲で参加する」「できるだけ地域の出来事に関心を持つ」「近隣の人とあいさつをする」といった身近で無理のない活動から始められる仕組みを整備し、段階的に地域参加を促進します。プライバシーを重視する市民の増加を踏まえ、多様な関わり方を認める包容力のある地域づくりを進めます。

②多様な参加機会の創出と情報発信の強化

市民の約8割が住民同士の助け合いや支え合いを必要と感じていることを生かし、「見守りや声掛け」「地域行事への参加や協力」「防犯・防災に関する活動」など、市民ができると思う活動を支援します。また、地域活動の情報提供を強化し、「機会があれば参加したい」(41.8%)という潜在的なニーズを具体的な参加につなげます。

③地域におけるつながりの充実

人口減少や単身世帯、高齢者のみ世帯の増加を踏まえ、今まで以上に地域でのつながりを重要視します。また社会からの孤立を防止するため、地域で気軽に集える居場所づくりを推進します。

④持続可能な地域福祉システムの構築

自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、市民、地域団体、専門機関、行政が連携した持続可能な地域福祉システムを構築します。市民の福祉への関心の高さ（「ある程度関心がある」60.7%、「とても関心がある」12.6%）を生かし、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進します。

⑤包括的で重層的な支援体制の構築

複合化・複雑化する課題に対応するため、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制を構築し、制度や分野を超えた連携により、個人や世帯が抱える多様な課題に総合的に対応します。市民ニーズの高い「身近なところでの相談窓口の充実」「保護や福祉に関する情報提供や制度案内の充実」を重点的に推進します。

⑥情報提供の多様化と認知度向上

福祉サービスに関する情報について、従来の「市の広報誌」「自治会の回覧板」に加え、「インターネット上のホームページやSNS など」の活用を拡充します。特に、身近な相談機関や専門職の認知度向上に向けた戦略的な広報活動を展開します。

⑦災害時支援体制の充実

防災意識の高まりを生かし、「災害時の手助け」に対する市民の高いニーズ（57.7%が支援を希望、57.3%が支援可能）を具体的な体制づくりにつなげます。避難支援個別計画の策定促進や、地域の防災訓練と福祉の視点を組み合わせた取組を推進します。

⑧多文化共生と社会復帰支援の推進

外国籍住民との「日常的にあいさつをする」（60.4%）、「生活する上でのルール等を外国籍の人に知ってもらう」（59.6%）といったニーズに応え、相互理解を深める取組を進めます。また、再犯防止について約7割の市民が「誰一人取り残さない」社会の実現を支持していることを踏まえ、民間協力者の活動や社会復帰支援の取組を推進します。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

(1) 背景

本市では、これまで地域福祉計画に基づき、市民、地域、行政が協働して地域福祉の推進に取り組んできました。しかし、第2章で示したとおり、人口減少・少子高齢化の進行、世帯構造の変化による孤立化の進行、地域のつながりの希薄化、生活課題の複合化・複雑化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に、単独世帯の増加や高齢者のみ世帯の急増、地域の人とは関りを持ちたくない人の増加など、地域における人と人とのつながりのあり方が多様化しています。

一方で、市民アンケートでは、多くの市民が住民同士の助け合いや支え合いを必要と感じており、「見守りや声掛け」、「地域行事への参加や協力」、「防犯・防災に関する活動」など、多くの市民が地域の安心・安全のために貢献したいという意識を持っていることも明らかになっています。

このような状況を踏まえ、従来の地域福祉の枠組みを超えて、市民一人ひとりの多様性を認め合い、誰もが自分らしく参加できる地域共生社会の実現が求められています。

(2) 目指す姿

みんながつながる、支え合う、認め合う

健やかに、幸せに満ちたまち

～地域共生社会の実現を目指して～

第3期計画において「みんなが参加、みんなで福祉、みんなの安心 笑顔が輝く佐賀のまち」を基本理念とし、第4期計画では地域共生社会の実現をより確かなものとするため、先の基本理念に「地域共生社会の実現を目指して」を追加しました。

本計画では、第4期までの理念を踏まえつつ、新たに策定した第3次佐賀市総合計画の「健康・福祉」分野に掲げる将来像「健やかに、幸せに満ちたまち」実現のため、「みんながつながる、支え合う、認め合う 健やかに、幸せに満ちたまち」を目指す姿に掲げ、地域共生社会の実現に取り組みます。市民、地域団体、事業者、専門機関、行政など、地域に関わるすべての主体が協働して地域福祉を推進します。

2. 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域福祉の意識づくりと担い手育成

市民の福祉に対する関心は比較的高く、多くの市民が福祉の重要性を認識しています。また、住民同士の助け合いや支え合いの必要性についても、大多数の市民がその重要性を感じています。しかしながら、この高い関心や意識が、実際の地域活動への参加に必ずしも結びついていないという現状があります。

地域活動やボランティア活動への参加者は減少傾向にあり、参加意欲についても低下がみられます。参加しない理由としては、時間的な余裕のなさ、地域活動に関する情報不足、人間関係の希薄さなどが挙げられています。特に若い世代や働く世代の参加が少なく、活動の担い手の高齢化と固定化が進んでいます。

さらに、地域福祉を支える民生委員・児童委員、福祉協力員などの担い手不足も深刻化しており、一部の人に負担が集中する状況が生まれています。持続可能な地域福祉を実現するためには、新たな担い手の発掘と育成、そして多様な参加形態の創出が急務となっています。

すべての市民が地域福祉の担い手であるという意識を醸成し、多様な形での参加を促進します。従来の担い手に加え、新たな層の参加を促し、持続可能な地域福祉活動を展開します。

基本目標2 つながりの再構築と支え合いの創出

本市では、急速な高齢化の進行により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、これが地域における大きな課題となっています。同時に、核家族化や単独世帯の増加により、家族による支援機能が低下し、地域での支え合いの重要性がますます高まっています。

一方で、地域のつながりについては、近所付き合いが挨拶程度にとどまる傾向が強まっており、深い関わりを持たない、あるいは持ちたくないとする市民が増加しています。地域活動への参加者の減少や自治会加入率の低下なども相まって、従来の地縁型コミュニティの弱体化が進んでいます。

しかしながら、多くの市民は見守りや声掛け、地域行事への参加など、できる範囲での支援活動には前向きな姿勢を示しています。また、災害時の助け合いに対する意識も高く、いざという時の相互支援への期待は大きいものがあります。このような市民の意識を生かし、無理のない形で参加できる支え合いの仕組みづくりが求められています。

小地域を基盤とした住民主体の支え合い活動を推進し、日常的な見守りや助け合いが自然に行われる地域づくりを進めます。

基本目標3 福祉サービスにつながる仕組みづくりの強化

市民が抱える生活上の困り事は、経済的な問題や健康・疾病に関する問題、家族関係の問題、仕事や介護の問題など、多岐にわたっており、これらが複合的に絡み合っているケースが増加しています。特に、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、従来の縦割りの支援制度では対応が困難な課題が顕在化しています。

本市では、令和4年度から重層的支援体制整備事業を開始し、福祉まるごと相談窓口を中心とした

多機関協働事業、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）によるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、社会とのつながりを再構築する参加支援事業などを展開してきました。これらの取組により、複合的な課題を抱える世帯への支援体制は着実に整備されつつあります。

しかしながら、福祉サービスに関する情報が市民に十分に届いていない現状があります。多くの市民が福祉サービスの情報を入手できていないと感じており、どこに相談すればよいかわからないという声も多く聞かれます。福祉まるごと相談窓口など既存の相談窓口についても、その存在や機能が十分に認知されておらず、支援を必要とする人が適切な支援につながりにくい状況があります。

さらに、生活困窮者の増加や孤立や孤独、ひきこもりといった問題への関心も高まっています。

これらの複合的な課題を抱える個人や世帯を適切に支援するために、重層的支援体制整備事業で構築してきた仕組みを基盤として、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制をさらに充実・強化します。

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

近年の自然災害の頻発化・激甚化により、災害時の避難や支援体制に対する市民の関心が高まっていますが、緊急時に適切に避難できるかどうか不安を感じている市民が多く存在しています。また権利擁護を必要とする高齢者や障がい者の増加、再犯防止と社会復帰支援の必要性など、社会的に弱い立場に置かれやすい人々への支援も重要な課題です。

これらの課題の解決を図るため、すべての市民が安心して暮らせるよう、ハード・ソフト両面から地域基盤を整備します。ハード面では、公共施設や道路のバリアフリー化、福祉避難所の整備、地域の居場所となる施設整備などを進めます。ソフト面では、災害時に支援を必要とする方の避難支援計画の策定、成年後見制度等の権利擁護体制の充実、生活支援サービスの拡充、再犯防止のための関係機関との連携強化など、誰一人取り残さない支援体制を構築します。

3. 計画の体系（案）

基本目標1 地域福祉の意識づくりと担い手育成

施策① 地域福祉活動への参加促進と担い手育成

施策② 学ぶ機会の充実

基本目標2 地域のつながりの再構築と支え合いの創出

施策③ 身近な地域福祉活動の推進

施策④ 見守り・支援体制の充実

基本目標3 福祉サービスにつながる仕組みづくりの強化

施策⑤ 包括的な支援体制の整備推進

施策⑥ 情報発信と関係機関の連携強化

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

施策⑦ 安心して暮らせる基盤づくり

施策⑧ 再犯防止に向けた取組の推進